

国家形成と承認制度の法的機能（三）・完

王志安

- 第一章 序論——国際法と国家形成との関係
第二章 伝統的国際法における国家形成と承認
（以上政治学論集第四二号）
- 第三章 組織化された国際社会での国家形成と
承認（以上法学論集第五二号）
- 第四章 現代の分離独立の対応と国際法
——国家承認の新たな機能を探つて
- 第一節 序論
- 第二節 分離独立の正当性を探る動き
- 一 自決原則を基礎とした分離独立の権利の探求
- (1) 自決原則と分離独立との関係
- 二 正当性の再定義
- 第三節 分離独立への法的対応と国家承認
（1） 分離独立の正当性を求める必要性
（2） 正当性を説く諸理論
- （1） 分離独立の正当性と法的対応
（2） 国家実行における分離独立の正当性の意義
- 二 國際的対応の法的根拠と限界
- （1） 対応の法的メカニズムと国家承認
（2） 新たな対応のメカニズムを探つて

(2) 対応メカニズムと国家承認

第五章 結論

第四節 結論

第四章 現代の分離独立の対応と国際法——国家承認の新たな機能を探つて

第一節 序論

これまで論証してきたように、伝統的国際法において、国家の形成は、国際法以前の事実であり、そして国家形成の完了あるいはその事実の確立は、個別国家による承認の必要不可欠かつ十分な要件である。そのため、承認は、国家形成を国際法と結び付ける唯一の連結点となる。承認を通して、新たに形成される国家は、はじめて国際法の主体となり、国際法は、はじめて新国家に適用されることとなる。また、第二次大戦後の非植民地化過程において、国家形成は、直接に国際法の適用あるいは国際法上の権利の実現の結果となり、自決権そのものは、国家形成と国際法との連結点となる。承認は、自決権の適用の結果を促しそれを確認する役割を果たし、国際法の適用の延長線上にある。これは、国家形成に関する伝統的法構造に変更をもたらしている。

しかし、自決権によつてもたらされたこの変化は徹底的なものではない。国際実行において、独立の選択を内包する自決権は、厳格に植民地事情に限定されているからである。植民地事情以外の分離独立について、自決権は適用されていない⁽¹⁾。

ところで、一九九〇年代に入り、国際社会は、冷戦構造の終結及び非植民地化のほぼ完了を見届けた。これは、国際関係及び国際法の発展において一つの時代の終焉を意味すると同時に、「超現代の部族主義」(postmodern tribalism)という特徴をもつ新しい時代の始まりを意味するものとも言われている。⁽²⁾ この超現代の部族主義は、既存の主権独立国家を崩壊させることに導く政治的及び法的環境を作り上げようとするものであり、実質的には、既存の多民族または多文化の国家の一部の人口及び領土を移転させ、新たな单一民族や单一文化の国家、すなわち超現代の部族を樹立することを目指すものとされていいる。

この新たな分離独立の動きは、今日の国際社会を性格づける一方、多くの国際法の基本的規範、特に国家主権、領土保全に対する国家の権限と個人及び集団の権利との関係に関する諸規範の再考を促している。実際、今日では、非植民地化過程の経験の上にたち、こうした分離独立を支える法的根拠を、すでに確立され、ひいては強行規範ともされた自決の権利に求める理論的傾向が非常に強くなっている。自決は、すべて分離独立運動に正当性を与え、もつとも広く使われるべき理念であり、現に民族解放運動の基礎ともされている。⁽³⁾

このような分離独立の動きは、国家間システムの基礎を揺るがす可能性を潜めているため、慎重な対応が要求される。国際法上の対応として、理論的には、幾つかの可能性が考えられよう。まず、既存の国家の領土保全を確認しそしてそれを維持するのに必要な諸手段を講じることができる。その帰結として、分離独立は、国際法によつて規制されない事実、あるいは法的正当性を問われない事実としての地位しか有しなくなる。こうした対応は、領域に対する実効的支配という特徴をもつ現代の国家システムあるいは国家主権の維持を基礎にして展開されるものである。次に、逆に非植民地化過程において国連が採ってきた立場のように、特定の事情について、独立の選択を内

包する権利を認めることである。この場合、国家の形成は、国際社会によつて認められる正当性をもち、国際法の権利として実現されるものとなる。これは、これまで植民地事情に限定されてきた独立の選択を内包する自決権の適用範囲を拡大させ、非植民地化過程において築き上げられた国家形成と国際法との関係に新たな展開をもたらすと同時に、現代国家間システムにも質的变化を迫るものともなろう。というのは、分離独立の一般的な権利を認めることは、必然的に国家以外に民族または集団という完全かつ重要な国際法の主体の誕生を意味するからである。

つまり、国家主権と対峙する「民族主権」の確認となるのである。⁽⁴⁾さらに、分離独立を要求する側と領土保全を維持しようとする側との間に、平和の維持や、紛争の平和的解決及び人権の保護を積極的に求めそれに関与しながらも、国際社会は、分離独立自体の正当性または権利については、中立的な立場を保つことである。旧ユーゴ紛争に関する、このようなアプローチが採られているように思われる。⁽⁵⁾これによつて、国家形成と国際法との関係は、新しい発展方向を示すこととなる。すなわち、国際社会は、直接分離独立の権利を国際法の課題とはしないが、国家形成の過程において国際平和、人権などに関する既存の国際法規範の遵守を要求し遂行するのである。

これまで、分離独立についての国際法規範は明確に形成されていないだけに、上記の諸対応のアプローチのいづれかを選択すべきかは、重要な課題となろう。疑いなく、分離独立の問題が生じている時代背景が変化すると、国際法の規範的構造もこれに応じて変化していくべきなのである。伝統的国際法の規範構造にとどまり、分離独立に、もっぱら国家たる法主体及び国家の領土保全といった側面から対処することは、もはや認められるものではなくなっている。国際法は、国家の中に存在する集団、個人の権利をも保障しなければならないからである。

しかし、他方、より慎重に対処しなければならないのは、非植民地化過程の終了に伴つて、国際法理論上、自決

原則を基礎に分離独立の権利を求めるという新たな動きである。自決の原則は、確かに分離独立の事情に限定されないものであるが、一般的な分離独立の権利を確立させるまでには成熟していない。分離独立の権利について、法理論上、領土保全の原則との対峙が存在する一方、国際法の基礎となる国家システムとの調和も、大きな課題として残されている。

現行国家システム⁽⁶⁾において、国家、国家主権・独立そして国家の領土保全を飛び越えて、民族、人民または集団の国際法上の権利を主張し実現するのは、必然的に多くの乗り越え難い困難に直面することとなる。確かに、人権、集団的人権または人道といった法的価値、そして民主、自由といった政治的価値において、分離独立の権利を求める妥当な根拠が存在するかもしれない。しかし、領域を基礎にして確立された組織的権力構造の存在、あるいは國家主権、国家システムの存続が現代国際社会の平和と安全にとつて当然かつ必要不可欠の前提とされる以上、この前提を動搖させあるいは破壊せしめるような民族の権利は望まれ得ない。また、国際法学者は、実定法とあるべき法とを厳格に区別する立場を採らなければならぬ。その意味で、自決原則から分離独立の権利を探るのは、大変険しい道のりでもある。

それにもかかわらず、非常に限定的ではあるが、分離独立の権利は植民地事情以外にも存在するという主張が次第に強くなっている。また、冷戦構造の終焉に伴う国際社会の構造変化は、分離独立を権利として求める動きに更なる刺激を与えていている。民族と国家との対峙は、アフリカ、アジア地域に限らず、ヨーロッパにおいても大きな関心事となっている。⁽⁷⁾

理論上、分離独立の正当性を確立することは、それに対応する法規範の形成にとつて、非常に重要なことである。

しかし、正当性の確立は、決して法規範の形成を意味するものではない。分離独立が現実の運動として現れた場合、国際社会は、その正当性についての判断を行うことがありうるとしても、必ずしもそれに答えるための法的メカニズムを持つわけではない。特に、現実では、国際社会の対応は、ほとんどの場合、紛争または特定の事態が分離独立をめぐる対立によつて惹起されてから、はじめて展開される。国連を中心とした国際社会は、既存国家の領土保全に配慮する必要がある一方、国際社会の平和と安全、人権保護といった重要な法的規範の遵守をも確保しなければならない。

その意味で、今日の分離独立についての対応は、自決権に基づく対応にみられるような、正当性または権利を原点とする国家形成に関する規範的対応の特徴をもつべきと同時に、承認を通じた事実確認の対応にみられるような、国家形成に関する伝統的な事実的対応の特徴をも有すべきであろう。これは、結果として正当性に答える事態対応型の性格をもつ。このような法的メカニズムは、分離独立に対応する法規範の形成にとつて、もつとも現実的な方向と思われる。つまり、一方では、国家形成は、原則として依然事実の過程であり、国家主権または国家システムによって要求される領土保全の原則が尊重される現実的な基盤の上に展開されるものである。他方では、この過程への国際的関与が国際社会の平和と安全を脅かすような、または国際法規範に対する重大な違反を引き起こすような事態または紛争を除去し解決するために、法的に確保される必要がある。そして、かかる国際的関与をもつとも実効的に確保するために、まず対応の基本的な法的枠組み、すなわちかかる事態または紛争を既存の国家とそれに関属する民族との間のものとするか、それとも既存の国家と新たな法主体あるいは新国家との間のものとするかを性格付けることが重要な意味をもつ。この認定作業に関して、承認の法的機能が考えられる。その場合、国家形成

は、権利の結果ではなく、既存の国際法によって保障される諸規範がもつとも実効的に遂行されるための環境的手段であり、そして承認は、国家形成と国際法との連結点ではないが、国家形成過程への国際法の適用を確保する重要な手段としての役割を果たすものとなる。

こうした分離独立過程への国際法の適用を確保するメカニズムとしての承認を明らかにし、その法的妥当性及び機能的現実を究明することは、この章の目的である。第二節において、現代国際法において分離独立の要求が国家成立の法的根拠としてどのような正当性をもち、どのような限界を有するかを分析する。第三節において、国家実行を通して、分離独立への現実的対応の検証を行い、国家形成過程への国際法の関与の現実的な根拠を探る。その上で、国家承認を介して国家形成と国際法との新たな関係を明らかにしたい。

第二節 分離独立の正当性を探る動き

すでに述べたように、非植民地化過程において、植民地の独立の達成は、それまでの国家形成の過程に質的な変化をもたらした。植民地人民の独立を選択する正当性及び権利は、国際法上認められ、国連を中心とする国際社会は、国際法の原則、規範及び手続きに基づいて植民地の独立運動の正当性を確認し、その権利を実現させるために、その国家形成の過程に直接関与してきている。⁽⁸⁾これは、自決権の原則が植民地事情に関して分離独立の権利を内包していると言われる所以でもある。

今日では、民族自決が、道徳的要求または政治的原則にどまらず、国際法によって認められた一般的な法的権利であるということは、多くの国際法学者によつて認められている。⁽⁹⁾しかし、自決の原則または権利から、直ちに

一般的な分離独立の権利を引き出すことができるかどうかは、依然疑問である。今日の政治的現実として、分離独立か国家結合かを問わず、すべての新国家の成立に当たって、人民または国民が自決権にその正当性を求めるという傾向が存在する。⁽¹⁰⁾ これは、むろん国際法上の分離独立の権利の存在を立証することにいたるものではないが、それに答えるため、政治理論だけでなく、国際法理論においても、分離独立の権利を一般的に探求する動きが活発に展開されているのも、現実である。

これまで、分離独立の権利を探求する多くの学説は、まず自決権の原則からその正当性を求めるというもつとも顕著な特徴をもつ。非植民地化過程後、自決原則に内包される新たな意味合いを探るために、内的自決と外的自決、政治的自決と経済的自決といった課題が議論されている。そして、分離独立の権利も、こうした新たな意味合いを探る一環として分析されている。⁽¹¹⁾

一九四五年以後、自決の原則の主たる役割は、非植民地化過程、特に植民地の独立達成に法的根拠を与えたところにある。しかし、これによつて、分離独立の権利が同様に認められたことはなく、しかも明らかに抑圧を受けている少数者に関してさえ分離独立の権利が明確に認められたこともないと言わわれている。⁽¹²⁾ 実際、国連を含む多くの国際機構は、特定の時期において、分離独立の権利を内包するすべての人民の自決権を広く宣言する一方、この権利の適用に関しては、その適用範囲を、植民支配からの解放を目指す人民に厳格に限定しようとしてきた。また、国連は、その成立以来、一国の国民の一部を構成する少数者の権利を終始自決権の問題とはせず、個人の人権として取り扱う傾向を示してきた。⁽¹³⁾ こうして、国際社会が合意したところでは、独立の選択を内包する自決権は、植民地事情にのみ適用され、その他の事情の下での分離独立には適用されないということとなる。

これは、明らかに自決権が認められた政治的、法的背景に由来するものである。第二次大戦後、植民地主義は、国際社会のほとんどの構成員により顕在の悪とみなされている。そして、自決権は、この悪を矯正するために使われている。逆に分離独立の権利を自決の原則の中に内包させることには、一般に求められている政治的な利点は全く存在しない。この権利の限界は決して明確ではない一方で、それを行使できる潜在的な集団の数が膨大であるからである。特に单一民族によつて構成される国家はほとんど存在しない。その意味で、国際社会の政治的利益の側面から、非植民地化と分離独立とを区別することが簡明で容易なことである。⁽¹⁵⁾

この現実から、分離独立を権利として求める動きは、確実に植民地事情以外にも拡大されているが、すべての既存独立国家内の人民または少数者集団が有するような一般的な権利を主張するのではなく、国際的コンセンサスが形成されうる、特定の条件、特別の事情の下での分離独立の正当性を求めるようとしているのである。

一 自決原則を基礎とした分離独立の権利の探求

(1) 自決原則と分離独立との関係

分離独立は、自決の理念の生成よりも古くから存在した政治的現実であるが、一九七〇年代までは、国際法理論どころか、政治理論一般においても体系的に検討される課題とはなつていなかつた。⁽¹⁶⁾古典的自然法学理論において、既存国家内の少数者集団による分離独立の現実がすでに認識されていたが、しかしそれを法的権利として認めることが、きわめて消極的であり、むしろ分離独立の動きに制限を加えることが多かつた。グロチュースは、非常に限定された事情において少数者集団の分離独立の可能性を認めたと言われている。それによれば、国家は、住民の同意なしにその領土の一部を割譲することができない。そして、国家の人口の一部は、「いかなる形でも生存

できなくなることが明らかである」場合以外に、一方的に国家から引き去ることができない。その意味で、グロチユースは、特定の事情が正当性を与える場合に限つて、分離独立の現実を認めたのである。これと同様な考えは、オーランド諸島の法的地位に関する調査委員会の意見の中にも示されている。委員会は、民族集団に対する極端な抑圧が分離または独立を正当化するものであると考え、次のように述べている。⁽¹⁷⁾「自ら属する国家から少数者が分離し他の国への統合に加わることは完全に例外的な解決法としか考えられない。すなわち、かかる国は正義及び実効的な保障を立法化し遂行する意思を有しないかあるいはそうする能力を有しない場合、離脱が最後の手段として考えられるにすぎない。」厳密に言えば、こうした考えは、国家の人口の一部あるいはある特定の民族の分離独立を國際法上の権利として論証しようとしたものではなく、國際社会においてこのような現実が存在しうることに触れただけである。

しかも、自決の理論が、政治理論及び國際法理論において確實な地位を認められた時点においても、分離独立は、依然とした理論の対象とされていない。理論上、分離独立の正当性は、自決理論の基盤となる民族主義及び民主主義といった基本価値と共に通する側面をもつが、政治理論及び國際法理論によつて受け入れられたわけではない。分離独立は、あたかも自決の原則とは全く別個のものとして理解されているように思われる。實際、自決権理論の展開においても、その形跡をはつきりと確認することができる。

a 第一次大戦後の自決と分離独立

まず、第一次大戦後の國際社会において、自決の理念は、主に国民によつて選択される政府を求めるこの妥当性、即ち民主主義を基礎にして発展し、一定の法的正当性を得たのである。他方、既存の独立国家内の一集団によ

る分離独立の権利は、国際法の原則として決して国際社会によつて認められていなかつた。

確かに、第一次大戦の結果、幾つかの新国家が誕生し、かつての帝国が解体された。しかも、これらのこと⁽¹⁸⁾が主に民族性 (nationality) の原則に基づいて行われたものである、という理解がある。それによれば、オーストリア、ドイツ及びロシア帝国の問題の処理にあたつて、いわゆる民族主権の原則が明らかに指針としての役割を果たした。その結果、多くのバルカンのスラブ民族集団はユーゴスラビアという新国家の下に統一され、また、ルーマニアは、かつてオーストリア帝国に属し、ルーマニア民族が多数を占める地域を統合することができた。⁽¹⁹⁾さらに、バルト地域において、エストニア、ラトビアとリトニアの独立は認められていた。要するに、この時期において、民族主権の考えがはじめて認められ、民族性を考慮に入れた国家の創設が展開されたという。

しかし、これに対する強い批判がある。つまり、幾つかの小さな民族が独立を獲得したとはいえ、これは、国際法における民族集団の地位の確立に関する決して意義を有した出来事でない。というのは、この時点での自決は、かかる民族の独立の要求が大国の地政学的で戦略的な利益に合致する場合を除けば、そうした独立の要求には全く関係のないものであつたからである。⁽²⁰⁾実際、バルト諸国の独立は大国に支持されたものであるが、こうした支持は、バルト人民が自決の権利を有すると確信した上で行動というより、共産主義のソビエトへの不信によるものであるとされている。⁽²¹⁾つまり、地政学的な考慮から、大国は、幾つかの独立闘争を支持したが、自決権の主張に関するはむしろ選択的、恣意的な立場をとつていた。その結果、自決に関する国際法の実効性及び一貫性が著しく損なわれ、独立主張の国際的な正当性が分離主張の法的な根拠よりも、政治的な事情及び大国の利益に依存してきたのである。

第一次大戦後の自決の原則の法的範囲を検証することにおいて、オーランド諸島の処理は、特に重要な意義を有する。これは、連盟が大戦には直接に関連しない領域の地位を処理したはじめてのケースであつた。実際、この問題に関連して、自決の原則は国際法の拘束力のある規則ではないこと、そして分離独立の権利は存在しないことが明らかにされていた。⁽²²⁾

バルト海に位置するオーランド諸島は、スウェーデンとロシアにとつて、重要な戦略的地位を有するものとされ、一一五七年から一八〇九年までにスウェーデンの支配下におかれ、その言語及び文化の伝統を得た。一八〇九年、スウェーデンがロシアに敗れた結果、条約により、オーランド諸島を含むフィンランドがロシアに割譲された。一九世紀末及び二〇世紀初頭において、フィンランド地域において、ロシア化が進められたが、ロシア革命の直後に、フィンランドは、一九一七年一二月に独立を宣言した。そして、ここで問題となつたのは、オーランド諸島が果たして新国家たるフィンランドの一部とされるべきか、それともその文化的な祖国としてのスウェーデンへの統合を認められるべきかである。この紛争は、何年間も続いた。オーランドの人々は、自治の付与に関するフィンランドの提案を拒否した。結果的に、問題が連盟に提出され、かかる島の法的地位に関する認定が求められた。⁽²³⁾

連盟は、国際法律家委員会と特別報告者委員会という二つの専門家機関を指定し、問題の検討を求めた。まず、国際法律家委員会は、かかる事項が確かに国際関心事項に属し、従つて連盟の権限内の事項であると認定した。というのは、フィンランドは、ロシア帝国の崩壊の時期においても、オーランド人がスウェーデンとの統合を求めた時期以前には、オーランド諸島に対する主権を獲得していなかつたからである。そして、委員会の報告は、次のように述べている。「人民の自決の原則が、現代特に大戦後の政治思想において重要な役割を演じているが、しかし、

連盟規約においてこれは言及されていないことを指摘しなければならない。幾つかの国際条約においてこの原則が認められたことは、それを国際法の実定法規則と同様なものにせしめるに充分足りるものとは決して考へるべきではない。

実定国際法は、このような民族集団が単なる意思表明により自ら属する国家から分離する権利を認めていない。同様に、国際法は、他の国家に対しこのような分離を主張する権利も認めていない。一般的に言へば、住民の一部に住民投票または他の何らかの方法で自らの政治的運命を決定する権利を付与した時は拒否することは、もつぱら確実に組織されたすべての国家の主権の属性である。⁽²⁴⁾

そして、特別報告者委員会は、オーランド諸島を含んだフィンランドが一九一七年ロシアからの独立を宣言した後、確実に組織された独立国家となつたことを認定した上で、この紛争がどのように解決されるべきかについて検討した。委員会は、もし住民投票が行われればオーランド諸島の住民の大多数がスウェーデンへの統合を選択するであろうと認識しているにもかかわらず、自決の範囲に関する国際法律家委員会とほぼ同様な結論に達した。つまり、この原則は、正義及び自由の原則であり、曖昧で一般的な形式で表現され、多様な解釈及び異なる意見に導くものであるとされている。⁽²⁵⁾また、委員会は、次のように述べている。「確実に組織され国家としての義務を完全に遂行できる国家の住民の少数者集団がかかる他の国への統合のためにあるいは独立を宣言するためにかかる国から分離するというような絶対的なルールを認めることができるであろうか。答えは、非であるほかはない。言語的あるいは宗教的少数者または住民の何らかの部分に、それが属する社会集団から離脱する意思があり、あるいは離脱することが彼らにとつて有益であるということだけで、こうした離脱の権利を認めることは、国家の秩序及び安定を

乱すこととなり、国際社会に無秩序状態をもたらすこととなる。これは、領域的及び政治的実体としての国家そのものの観念に合致しない理論を支持することとなる。⁽²⁶⁾この結果、委員会は、オーランド諸島の文化がフィンランド主権の下での自治によつて保護されうるという結論に達した。こうして、既存の国家は、その国境及び領土を維持する権利が認められることとなつたのである。

この意味で、自決の原則が国際社会に主張されていた時点においては、それを分離独立の正当性の根拠とすることは、まったく意識されていなかつた。ただ、被支配者の同意という自決の約束を確認することが徹底されている場合、それがいかにして、独立国家の再分化を否定する考え方との整合性を保つことができるか、という問題が残されている。⁽²⁷⁾これは、実際、内的自決権を実現させるために、やむを得ない場合、外的自決権をも国家の人民の一部に認めるべきであるという主張となつがつてゐる。⁽²⁸⁾

b 第二次大戦後の自決権の原則

第二次大戦後、自決の原則は次第に、植民地の自決に限つて、独立国家の樹立を既存国家内にとどまりたくない集団に認めることとなつた。これは、自決理念のもともとの意味を特定の事情に限定して引き出したものであると理解される。⁽²⁹⁾しかし、そこにいたるまでには、長い歳月が必要とされ、特に既存の国家間システムとの整合性をどう保つかといった困難な課題も慎重に検討されてきた。実際、一九四五年のサンフランシスコ会議に採択された諸文書においては、「すべての人民の自決の権利」が認められているが、これは、自決による分離独立を特定しそれを支持するためのものではなかつた。自決の権利が「人民の自己支配の権利を意味し、分離独立の権利を意味しないこと」に限つて憲章の目的と合致するものであるという了解があつたからである。⁽³⁰⁾憲章は、自決を一般的な原則と

して認めることにとどまり、従つてそれ自体に法的価値を持たせたわけではない。当初、西側諸国の理解では、この原則は、各国の人民がその願望に基づいて完全に、従つて自由に体制または政府を選ぶ権利を意味するものとなつていた。すなわち内的自決こそが普遍的適用の原則であるとされていた。また、この原則は人権と密接に結びつくものとされた。こうして、この原則は、政府の民主主義的正当性の基本的基準として考えられていたのである。

前に説明したように、非植民地化過程においては、自決の原則が重要な機能を果たし、それに基づいて、植民地的支配を受けていた領域が新国家形成を内包する権利を認められている。そして、非植民地化過程の終了に伴い、自決の原則が既存の独立国内の分離独立運動にも正当性を付与するものとして機能しうるかどうか、という問題が自然に提出される。しかし、これに答えるには、非常に困難な作業が待ち受けている。

国際法理論上、自決が一般に合法的な権利として認識される段階に至つているかどうかという問題はさておき、たとえ自決の原則が国際法上、あるいは慣習法上の規則として成熟するに至つたとしても、自決と分離独立との関係はさほど明瞭なものではないと言えよう。学者の間では、自決という一般的権利の地位についての議論と、分離独立指向の自決の地位の問題とを慎重に区別する必要があると主張されるのに対しても、もし自決が植民地事情以外にも法的意義を持つものであれば、この原則は、既存の独立国内にあり、その同意なしに支配を受けた集団の自決の要求に答えなければならないという考え方もある。近年来、多くの分離独立運動は、その法的正当性を人民の自決権原則に求めており、それにもかかわらず、自決と分離独立の権利とは、果たして異なる原則であるか、それとも一物事の両面であるかは、法的には必ずしも定かではない。⁽³³⁾

国際司法裁判所は、自決の権利が必ずしも新国家の創設を意味するものではないと述べている⁽³⁴⁾。事実、多くの国

は、領土保全の原則に尊重の念を大いに表するが、一般的な分離独立の考えには反対している。極僅かの例外を除いて、民族自決の原則に基づき国家の創設に成功した民族主義運動のすべてが、領土保全というウエストファリアの公理を支持し、分離独立指向の自決を放棄している。⁽³⁵⁾特に、アフリカ諸国の実行においては、自決権と分離独立の権利とは厳格に区別されているように思われる。現実、アフリカ諸国及びOAUの基本方針では、民族自決の権利が強く主張されている一方、分離独立の動きは強く反対されている。国家の「領土保全」を強調したOAU憲章、そして非植民地化後の国境線を確認するOAUカイロ決議は、このような現状維持の立場を反映したものである。

ひいては、分離独立は、民族自決の原則を曲解した否定するものとして認識される。自決を支持する一方、分離独立に反対するのは、この両者の間に存在する論理的な関連性を否定するものである。その結果、領土保全が脅かされる場合には、自決の原則が全く関係のないものとしてその適用を否定され、ひいては、分離独立の動きが、民族自決の原則に対する否定とさえみなされるのである。

(2) 分離独立を視野に入れた自決原則の展開

分離独立の権利という発想は、民族自決権の概念と同様に、ひいてはそれ以上に、主権国家の関係を規律する伝統的国際法においては、存立し得ないものである。自決権の原則が伝統的国際法に構造的変化をもたらしたということからもわかるように、分離独立の権利の確立は、この法構造の一層の変化がなければ、実現されないものである。その意味で、分離独立の権利は、国際法システムの存廃にかかる大問題であり、慎重に検討を進めなければならない。

それにもかかわらず、現代国際法上、自決原則の確立は、分離独立の権利の確立に必要とされる重要な基盤、す

なむち国家たる主体以外の法的主体の存在及びそれらと国家との権利義務関係の具体化をもたらしただけでなく、分離独立の権利を視野に入れた発展をも呈している。

また、独立の選択を内包する自決権の確立は、分離独立を権利としてきわめて限定的に認めたものであると同時に、既存の国家間システムとの調和に慎重に配慮して進められてきたものもある。国連憲章上の自決原則に大きな発展をもたらした一九六〇年の独立付与宣言において、「すべての人民の自決の権利」があげられ、独立を選択する権利、すなむち外的自決が明確に主張されている。しかし、同時に「国家の民族団結及び領土保全を部分的にまたは完全に破壊する企て」を語ることは、憲章の原則と合致しないものと理解されている。そして、一九七〇年の友好関係宣言では、「すべての国家の領土保全及び政治独立は、不可侵であり」、「主権独立国家の領土保全または政治的統一を全体的または部分的に分断または害するいかなる行動も」採つてはならないとされている。こうして、憲章システムにおいて、人民の同権及び自決の権利が保護されると同時に、国家の領土保全及び主権平等も保障されている。

しかし、問題は、憲章上、独立の選択を内包する自決と国家の領土保全との関係についていかなる示唆も存在しないことである。国家実行においても、両者の関係の問題について必要な合意または一貫した立場は見られない。⁽³⁶⁾また、憲章の起草過程を見ても、自決権原則の範囲は、明確に確定されない。その結果、自決と領土保全とは常に緊張関係にある。

確かに、これまでの国連実行において、この緊張関係は、植民地事情に関しては、国連の諸機関の権威ある行動を通して、政治的にも法的にも解消されているが、植民地事情以外の分離独立に関しては、どの方向に向かうかは

現時点では不明である。ただ、独立の選択を内包する自決権は、憲章上明確に規定されているものというより、国連の実行において総会決議宣言及び国際人権規約の規定によつて次第に確立されているものであり、静的なものではなく、常に発展の態勢を保つものである。このため、理論上、自決と領土保全との関係の曖昧さ及び自決原則の動的性格は、自決原則を基礎にして分離独立の権利を求める理論に成立の余地を与えたとも考えられる。現に、自決が分離独立を一般に内包するものであるかどうかはすべて、自決原則の不明確な点と深く関わっている。

まず、自決を享受できる集団の曖昧さが存在するが故に、既存の独立国家の一部の人民または少数者集団がその中に含まれるべきであると主張されている。

自決の権利は、人民に限られているため、その定義の重要さは自明のものである。かつては、自決の原則が国家によつてのみ追求できるものであるという認識も存在した。たとえば、Sinha によれば、国際法におけるある国家の義務は、他の国家の義務に対応しうるものであるが、ある人民の権利に対応するものではない。国連を構成する國家または国家集団は、ある国家に対してその人民に自決を与えるよう義務の履行を求めることができるが、かかる国家の人民に対してそれを要求できるものではない。⁽³⁷⁾ 国際法の意味で言えば、ここにかかわったのは、国家の国際的義務であり、その人民の権利ではないのである。また、Kelsen も、次のように述べている。「人民の自決は、通常内的政策の原則、すなわち民主的政府の原則を示すものである。しかし、憲章第一条二項は、国家間の関係に言及するものである。従つて、人民という用語は、平等の権利と関連して、国家を意味するかもしれない。というのは、国家のみが一般国際法に従つて平等な権利を有するものであるからである。もし第一条二項の人民の用語が、前文での国家(nations)と同様なことを意味するならば、『人民の自決』は、国家の主権を意味するにほかならないので

ある。平等の権利の原則は、国家の平等性の原則であり、自決の原則は国家主権の原則である。これらは、二つの異なる原則である。⁽³⁸⁾「そのほか、市民権規約への加入に際して、インドは、自決権が主権国家または人民あるいは民族の一部に適用されるものではないと表明した。⁽³⁹⁾

現在では、このような認識は基本的に否定されている。しかし、留意すべきなのは、こうした認識が憲章について間違った解釈を採つたというよりも、主権国家の法システムたる伝統的国際法に立脚すれば、当然の結論であるということである。

多くの学者の意見では、自決権を主張できる「人民」は、既存の独立国家のすべての人口を意味することもある。かかる人口の一部ひいては少数者たる一部を意味することもある。その意味で、人民は、明らかに国家とは別個の法主体として語られる。しかし、問題は、人民について一般的に受け入れられた定義は存在しないことである。人民は、一国内の民族集団を指すこともあれば、特定の地域に居住する少数者集団を指すこともあります。人民がどのような基準に基づいて定義されるにしろ、国家との関係では、二種類のものしかないと思われる。一つは、国家の人口を構成するすべての人、いわば国民が人民とされる場合である。もう一つは、国家の人口における多数者が少数者かを問わず、国家の人口の一部を構成するものが人民とされる場合である。国际法上、自決権、特に分離独立と関連する場合、人民という主体が問題となるのは、常に第二番目の状況である。そして、これまで、人民についての多くの定義は、二つの要素を含むものとされている。一つは、文化や歴史的なつながりといった客観的連係であり、もう一つは、ともに共同所属を望んでいるという主観的意思である。このような要素により、人民と民族集団とは必ずしも明確に区別できるものではない。明確な定義の欠如の結果、具体的な事例に関しては、自決権

の承認について、一定した基準は適用されなくなる。

次に、分離独立を内包する自決権の適用が植民地事情に限定されるかどうか、すなわち植民地事情以外の既存の独立国家の人民も分離独立の権利を正当に主張することができるかどうかという問題が存在する。

理論上、これは、自決権が独立を選択する権利を内包するものであるかどうかという問題と同じ意味を持つ。自決権は、一般国際法上の権利として認められているが、その内容が、多様性を有する一方、内容の一部が国連の実行においては特定の事情においてのみ認められるという特徴を持つ。たとえば、自決の原則の適用は、植民地または信託地域に限定されるものではなく、普遍的適用性を持つものであると主張されているが、これは、必ずしも独立の選択を内包する権利が一般に認められることを意味するものではない。むしろ、これは、厳格な意味での独立を有しているがその人民が十分な統治権限を享有していない領域に適用される内的自決の権利を意味するものである。実際、この内的自決が普遍的に適用されるものであるということは、一九七〇年の宣言の第五原則によつて確認されている。その意味で、一般的な自決権の地位についての検討と分離独立の自決の地位の問題とを混同してはならない。一般的な自決権を認める一方で、分離独立の妥当性を支持する意図を有しないこともありうる。また、分離独立の自決を認めるとしても、かかる権利の行使については慎重に制限を付け加えるべきとする考え方もある。⁽⁴⁰⁾

確かに、自決が国際法上の権利としてすでに確立されているという認識が一般的になつていて⁽⁴¹⁾、しかし、分離独立に関して言えば、より重要な問題は、自決の権利が多くの国際法学者によつて認められているかどうかではなく、むしろ自決の権利が分離独立の権利を内包するものとして認識されているかどうかということである。分離独立の権利を内包するという自決権の解釈の可能性を認識したことによつて、一部の学者は、自決権そのものを否定

する立場をとることもある。⁽⁴²⁾ また、自決を法的権利として認めながら、明確に分離独立の権利を否定する考え方もある。

こうして、独立の選択を内包する自決権は、植民地事情に限定されるべきかどうかに関しては、学者の意見が分かれている。国連憲章、総会の諸宣言または条約の条文上では、「すべての人民」に自決権が認められていると同時に、既存国家の領土保全に対するいかなる侵害も認められないという現状、及び国連の実行を見れば、自決権が植民地事情に限定されるものであり、分離独立の権利が認められていないことは、当然の結論であろう。⁽⁴³⁾ しかし、問題は、植民地事情に分離独立の権利を認める国家実行または実定法が十分な合理性を有するかどうかである。Buchheitは、次のような疑問を提起した。「植民地事情の人民に自決の権利を与える一方で、既存の独立国家内の人民にそれを拒否するという現実に、理論的妥当性が果たして存在するであろうか。」これについて、独立の選択を内包する自決権が認められる政治的及び法的背景に対する認識が異なると、その解答も異なってくる。

一方において、植民地事情の特徴を法的不平等または政治的抑圧という側面からとらえ、こうした不平等及び抑圧を持つ植民地に類する事情にも、分離独立の権利が適用されるべきであると訴える考えが存在する。たとえば、Franckは、「平等の権原の理念」に関する自らの定義に基づき、「自決は、同一の国家の他の部分の人民に与えられた権利を平等に享有していないかかる単独の地域にも適用される権利である」としている。⁽⁴⁴⁾ また、Buchheitは、⁽⁴⁵⁾ 抑圧の事情から抜け出すために認められるべき最終手段として、「矯正型の分離独立」を主張した。⁽⁴⁶⁾ そのほか、一九六六年の人権規約において分離独立の権利が一般に認められているとすると考えもある。⁽⁴⁷⁾

他方では、独立の選択を内包する自決権は、一定のコンセンサスによって特別かつ事前に確定されている人民に

適用されるものであり、しかもその適用の場所、時間、事情についても同様に確定されている。自決の結果は、分離独立となるかそれとも他の主権国家との結合となるかを問わず、その母国の領土保全に与えた影響においては、共通するものである。また、現存の法規範において、それは、海外の植民地領域にのみ適用されるものであり、一旦独立が達成されると、自決権はその使命を終了するのである。すべての人民は分離独立を内包する自決の権利を有するわけではない。それらはそのような権利をこれまで有していなかつたし、これからも有しないであろう。こうして、憲章上の人民は植民地人民を意味し、植民地が独立を達成した途端、かかる権利は停止されると言われるのである。⁽⁴⁸⁾

特に、植民地事情の人民に分離独立の権利を与えることは、領土保全の原則とは必ずしも対立しないことについて、次のような説明がなされている。領土保全原則は、独立国家に対する外部の侵略から自国領域を守るために主張され、適用されたものであるが、自決権は、外国による武力行使によつて植民地支配の下に置かれた人民が独立を達成するために承認されたものである。従つて、自決権は本質的には領土保全原則と矛盾するものではなく、外國によつて侵害された自国の独立を回復するという点で、むしろ領土保全原則を補完する意味を持つものである。⁽⁴⁹⁾こうして、植民地人民に限つて分離独立の権利を認める妥当性は、武力によつて侵害された植民地人民の独立の回復の正当性あるいはその法的権利に由来するものと理解されている。

そのほか、一九七〇年代以後、植民地以外の特定事情に分離独立の妥当性を認める新たな法形成の動きが見られる。つまり、非植民地化後の時代において、自決の原則は、次第に既存の主権国家内に生じた分離独立の主張を正当化するため、訴えられるようになつた。その結果、国際法において、この原則もより広く定義されるようにな

つては、自決に関する国連憲章の規定に言及しながら、「参加国は、人民の平等の権利及び自決の権利を尊重する」と規定すると同時に、さらに一步進んで、「すべての人民は、自らの意思に従い、外部の干渉なしにその自らの内的及び外的な政治的地位を完全な形で決定する権利を常時有するものである」と宣言した。ヘルシンキ最終決定書は、自決権を分離独立にまで拡大することについて、一定の示唆を与えていた。しかし、それが慣習国際法を反映したものであるかどうかは疑わしい。⁽⁵⁰⁾

二 正当性の再定義

一九九〇年代に入り、バルト三国の独立、旧ソ連邦の崩壊、旧ユーゴ連邦の崩壊が見られ、そしてクルド族、ケベック、チベットといった分離独立または自治の要求がさらに強く主張されている。こうした具体的な要求に応えるために、分離独立の正当性をめぐる議論が一層激しく展開されている。その法的対応について、多くの国際法学者は、かつて国際社会が植民地体制を普遍的な悪として認識した上で、独立の選択を内包する自決権を創出したことを踏まえて、この新たな分離独立の正当性を積極的に立証し、分離独立の権利の更なる拡大を求めていく、という立法論的策を採っている。最近では、少數者保護をも分離独立の権利の射程内の課題に帰属させるべきであるという新しい動きも現れている。⁽⁵¹⁾ こうして、対立が生じている。分離独立を国際法上の限定的な権利として認めるべきであるという考え方がある一方、これまでの実行において分離独立の権利が確立されたというのはなお尚早であるという認識もある。このような議論が *lex ferenda* と *lex lata* の対立の様子を呈する一方、分離独立の権利に関して既存の国際法が果たしてどのような到達点となっているかをめぐる対立をも顕にしている。

(1) 分離独立の正当性を求める必要性

以上の分析からもわかるように、分離独立の権利を支持する学者は、まず、自決権に妥当な根拠を与える民主主義の価値観が、国家から分離する人民の権利、特にかかる国において差別や抑圧を受けている人民の分離独立の正当性を内包するものであると信じている。これこそ、自決権と分離独立とを抱き合させて検討する必要性の所在である。つまり、自決権の制限的側面を強調しすぎると、憲章、独立付与宣言、人権規約、侵略の定義宣言、友好関係宣言などの国際文書における人民の概念は無意味になってしまう恐れがある。人民は、国際社会が提唱するすべての価値の最終的な受益者である。この事実は、国際法に新たな意義をもたらすべきである。実際、独立国家における人民の自決権を否定することは、重大な人権侵害につながる可能性がある。

Nayarは、次のように述べている。「もし分離独立の権利が除外され、国家の領土保全が、自らの単独の政治的同一性を求める人民の請求に優先されるものであるならば、独立国家の確立という意味での自決に残された意味は現在の非植民地化の重要な例外以外には、微々たるものとなる。しかし、強調すべきなのは、国連の加盟国の承認された政治的領域内において、従属、被支配、被搾取の地位にあり、基本的人権を否定された人民が依然存在しうるものであるということである。従つて、問題は、このような人民が、その地理的所在という偶然性ゆえに、自決権を否定されるべきかどうかである」。⁽⁵³⁾

また、分離独立に関する諸学説を検討したBuchheitも、自決権と分離独立とを引き離して検討することの危険性を指摘して、自決権から分離独立の正当性を求める必要性を説いたのである。それによれば、分離独立は自決の原則においてはいかなる地位をも有せず、この原則を海外植民地、異人種の支配または他の主観的基準に限定させる

べきことを、国際社会は明確に宣言する方法があるが、これは、危険であると同時に、非現実なものもある。⁽⁵⁴⁾特に、彼は、次のようなことを認識した上で、さらにその必要性を強調している。つまり、多くの分離独立の動きは、自決に関する国際法の原則にその法的正当性を求めているにもかかわらず、この原則における分離独立の地位に関する国際的な合意は存在しておらず、また、たとえその地位が認められるとしても、正当性を持つ分離独立の動きの性格に関する一般的な認識は存在しない。そして、より望ましい方法として、自決原則の有効性を維持すると同時に、分離独立の請求の正当性を確認する方法を探求することによつて、国際社会の平和と安全への危険性を極力減らすというものがあげられている。つまり、自決原則が既存の独立国内に存在するすべての集団に適用されるものであるという前提にたち、どのような集団がこの原則を援用できるものであるかを探求の中心課題とすることである。これは、当然、集団の性格、その国における状態、独立国家として存続する可能性、国家の残余の部分に及ぼす分離独立の影響などを分析する必要性を伴う。⁽⁵⁵⁾そして、これらの要素は、国際社会が分離独立の自決要求の正当性を判断する基準を構成するものである。また、このような方法が非常に重要である。まず、国際社会は、特定の分離独立の要求に対してその請求の法的妥当性を判断した上で、自らの立場を採ることができる。これは、集団的な判断にチャンスを与えるものである。また、不干涉及び武力行使禁止の法規範は、この妥当性の判断の下でよりよく遵守されることになる。実際、国連は、国際社会の独立国家としての地位の請求を含む、国家の行動、政策及び請求について、政治的に支持または不支持を決定する判断者であるとも言われている。⁽⁵⁶⁾

このように、分離独立の権利は、必然的に一般的な自決権の一形態とされている。そして、社会契約の理念、被支配者の同意の原則、反抗の権利など伝統的な民主主義の諸原則がその妥当な根拠としてあげられている。

これまで、分離独立を一般的正当性をもつものとして主張する学説は、多くは見られない。むしろ、分離独立の正当性は、すべての集団に認められるものではないが、国家の領土保全及び政治的統一が絶対的な価値を有するものでもないという認識から、生存または文化的自治が脅かされた民族、または経済的に疎外され永久的に搾取されていると自覚する人民は、国家から分離独立を主張する絶対的な正当性を有するものと主張するのは、一般的である。いわば制限付きの分離独立の正当性を求めているのである。

こうして、分離独立の正当性は、人民がどのような待遇を受けているかにかかる。つまり、それらの人権が違反されているかどうか、彼らが差別を受けているかどうか、政治過程への参加の権利が保障されているかどうかなどである。

それにもかかわらず、分離独立に自決権の原則を適用させることに関して、国際社会は依然慎重である。その背後には、今日の国家システムにとつての妥当性の考慮が存在する。まず、分離独立の権利を既存国内の一部の人民または少数者に認めるることは、必然的に国家システムの存立の危機をもたらす。言い換えれば、国家という主たる主体によつて構成される法システムにおいて人民に付与される権利を執行することは多くの難問に直面することはなる。実際、ある人民が公平に取り扱われているかどうかを判断することは、依然國家を中心に構成されている国際機関、制度または手続きを通してなされる。国家は、それを構成する人民、特に人民の一部の法的地位に関わる判断の権利を国際機関に譲渡したわけではない。その意味で、国際法における自決の規範的な地位は、最終的には、自決権を国家の権利と義務に転換させることにかかっているといえよう。このような権利と義務は存在しないとすれば、自決権はせいぜい一種の法的なフィクションにとどまることになろう。次に、一般的な分離独立の権利によ(57)

つて惹起されうる国家の無限の分離独立の可能性あるいはドミニ効果、人為的に構成された多数者あるいは制約的に作り出された少数者、国際的に存立できない国家の出現、多数者の安定意思への損害あるいは分離独立を交渉の切り札とする少数者の立場といった課題も、政治的にも法的にも重要な意義を持つ⁽⁵⁸⁾。このように、分離独立が国際的な無政府状態を意味するという懸念は、自決権の確認と分離独立の権利の承認とを分離させる試みを導いたのである。確かにこれらの配慮は、国際法上分離独立を完全に禁止する極端な発想をもたらしてはならないが、分離独立を権利として主張するためには、政治理論学者及び国際法学者は、まさにこうした課題の解決を出発点としなければならず、分離独立の正当性と国家間システムとの調和について責任のある解決案を出さなければならない。

その結果、分離独立の権利を構成するために、まず分離独立の正当性を立証していくことは、これまで見られる共通した理論傾向となっている。また、分離独立の自決要求に関する正当性の判断に適用可能な基準をいかに設定するかも、重要な課題として検討されている。Nandaは、最低限の正当性の基準を確立するために、自決の権利を主張する集団の存在、その主張の性格及び範囲、主張の理由、基本的人権を剥奪する程度といった諸要素を確認することが必要であるとしている⁽⁵⁹⁾。さらに、冷戦終結後の国連を見込んで、「国連においては、いずれの人民が自決を享受しうるものであるかを確認するための適用可能な基準及び方法を確立することが可能である」という認識も現れている⁽⁶⁰⁾。分離独立の正当性を特定の条件の下で認めるることは、自決原則の延長線上にあるものとはいえ、直ちに国際法上の権利と結びつくものではない。確かに分離独立の主張の正当性及びそれを判断する基準の設定は、分離独立の権利を立法論的に求めることにとつては、きわめて重要かつ有益なことである。しかし、正当性すなわち道義的な権利と法的権利とを混同してはならない。正当性が法的権利に転化するまでには、多くの困難が存在する。

これに關しては、節を改めて検討する。

(2) 正當性を説く諸理論

これまでの、分離独立の正當性を主張する諸理論を次のようにまとめることができる。

第一に、「矯正的正義」に基づく分離独立の正當性を説く学説である。それによれば、分離独立についてのもつとも有力な正當性の根拠は、かつて違法または不当な領域取得を正す「矯正的正義」(rectificatory justice)である。⁶¹⁾この場合、分離独立は、正当な領域所有者による占領された領域の回復にすぎない。その結果、分離独立の権利は、自らが所有していたものに対する回復を求める権利となる。特に分離独立を求める人民は、不法な併合を受けた時点でかかる領域に対する権原を有するものであれば、この権利の主張は、なおさら有力なものとなる。バルト三国の分離独立は、この例に属する。

「矯正的正義」の主張は、領域性理論の歴史的被害の視点と関連するものである。領域性理論の主張によれば、分離独立についての正當性のある主張は、分離独立を求める側に、領域に対する有効な主張が存在しなければならない。そしてその歴史的被害の視点からすれば、分離独立の正當性にとって必要とされる領域に対する有効な主張がかかる領土に対する従前の権利の存在にかかる歴史的被害に基づくものでなければならぬ。分離独立は、政治的義務の履行だけにかかるものではなく、領土に対する権利にかかるものである。その意味で、この視点が重要な意義を有する。

しかし、この視点の背後には、二つの制約的条件が潜んでいる。一つは、領域の歴史的被害を受けた側が単に分離した領域実体、たとえば部族や先住民としてではなく、国際法上承認された国家の地位を有していなければならぬ。

なかつたということである。もう一つは、時際法の原則に基づいて、かかる領域の歴史的被害が行われた時点において、それが当時存在した国際法に違反したものでなければならなかつたということである。その意味で、この学説は、非常に限定的な意義しか持たないとも言えよう。

第二に、「救済的正義」に基づくものであり、差別の除去から分離独立の正当性を求める理論である。前に述べた「矯正的正義」においては、領域権原の歴史的被害の視点は、非常に限定されたものである。そのため、分離独立を求める側の従前の領域的権利に対する侵害は存在しない場合でも、分離独立を求める正当性が果たして存在するか。これに肯定的に答えたのが、いわば差別の除去のための分離独立である。⁽⁶²⁾

この理論は、古典的な自然法学理論にその由来を求めることができる。自然権の学者は、分離独立を正当なものとして分析するに当たって、個人的側面と条件たる抑圧の側面とを同様に重要視していた。グロチュースは、文明的権力に抵抗する人間の固有の権利を明確に否定する一方、この不抵抗の一般原則について幾つかの例外を認めた。重大な抑圧に対しては、個人及び少数者集団の自衛の権利が挙げられた。Vattelは、暴虐な主権者に抵抗する臣民の権利を認めたが、それは一定程度の抑圧を前提とするものであつた。特に、Vattelは、主権者は社会契約のもとで与えられた権限を超越しない限り、国家の一部たる省や市の国家から分離する権利を明確な形で否定していた。⁽⁶³⁾このように、自然権の思想においては、一部の個人または個人の集団が国家に抵抗する権利の理念が無条件に確認されたことはない。また、固有の権利としての抵抗権も、限られた事例以外には、集団の分離独立を含むものとは認識されていない。⁽⁶⁴⁾

以上して、Umozurikeは、分離独立が主に人権侵害の救済といった特定の事情に限定されるべきであるとしている

る。それによれば、国際法において、多数者も少数者も分離独立の法的権利を有するものではない。というのは、分離独立が他方の正当な利益を危険に陥れることになるからである。通常の民主的な権利を与えられている多数者あるいは少数者は、合法的に国際社会に対して自らの分離独立への援助を求めることができない。しかし、「すべての事情の下での分離独立を禁止する国際法の規則は存在しない。基本的人権の原則は、領土保全と同じように、ひいてはそれよりも、重要なものである。⁽⁶⁵⁾」

また、分離独立に自決権を正当に適用させるために、差別の認定に関する二重基準が主張されている。不平等性と民族性である。不平等性は、少数者に対する抑圧的な体制や差別という極端なものから、相対的または部分的な不利までを含むものとされる。そして、民族性も、客観的な民族の基準から、もっぱら主観的な民族の概念まで幅広いものとされる。両者を組み合わせると、四つの可能性が現れる。抑圧を受ける民族、部分的な不利を受ける民族、抑圧を受ける非民族集団、部分的な不利を受ける非民族集団である。そして、抑圧を受ける民族または非民族集団に、場合によって部分的不利を受ける民族に、分離独立の権利を認めるべきであると主張する学者がいる。⁽⁶⁶⁾その結果、一定の地域に集中的に居住し、単独で自律した共同体あるいは社会が存在し、またこうした一定規模の、自律した少数者に対する体制的差別あるいは搾取が存在し、しかもその大多数が分離独立を支持する場合、分離独立が正当性を有するものとなる。

第三に、内的自決権の実現と分離独立の正当性とを結びつける理論である。これは、内的自決権の実現の側面から、分離独立の正当性を求める考え方である。この考えは、自決権を内的側面と外的側面とに分けてとらえるだけにとどまらず、その実現とともに国際法上具体的に求めていくのである。確かに外的自決権は、これまでの国家実行

において基本的に植民地事情に限定されているが、内的側面は、すべての既存国家に適用されるもので、人民による人民の政府の樹立という民主統制の理念に合致し、一般的性格を有するものである。自決権の内的側面に関するこのような認識は、さほど目新しいものではないが、しかし、この内的側面を実効的に実現させることは、分離独立という方式につながっていく可能性もあり、そしてこの可能性は、国際法上正当性をも有する、との主張は、この理論の独特的論法である。

この理論において、ある人民が憲法改正の正当な要求を求めたが失敗した場合、内的自決権がどのような意味を持つものであるかということが問題とされる。特に、このような場合に、内的自決権が果たして外的自決権に転化する妥当性が存在するかどうかである。すなわち、ある人民が、内的自決権が否定されている場合、外的自決権を援用することができるかどうかである。いうまでもなく、このような考えは、国家に属する人口の一部が国際法上内的自決権を持つことを前提としている。

確かに、これまでの国家実行において、分離独立の権利は存在しないという結論がなされている⁽⁶⁷⁾が、しかし、内的自決から分離独立の正当性を主張する理論によれば、これまでの事例において、内的自決の否定はその分離独立の動因となつたわけではない。南ローデシア政府の一方的な独立宣言は、国際的に非難される人種的少数者政権を維持させるようとする分離独立であり、違法なものである。このような国家形成は、多数者の内的自決を否定することとなる。また、トルコ人キプロス、カタンガの分離独立を法的に否定することは、分離独立に対する外来の支持が存在するためであり、内的自決の要求が完全にかつ一貫して否定される事情は存在しないのである⁽⁶⁸⁾。

また、もう一方では、確かに一九七〇年の友好関係宣言は、国家の領土保全の維持を求めていた。すなわち、「人

民の同権及び自決の原則に従つて行動し、人種、信条または皮膚の色による差別なしにその地域に属する人民全体を代表する政府を有する主権独立国家の領土保全または政治的統一を全体的にまたは部分的に分断しまたは害するいかなる行動も」認められない。しかし、これに関して、領土保全または政治的統一を理由に分離独立または分立に対抗することは、人民の平等の権利及び自決の原則に従つて行動する主権的及び独立国家にのみができるものであり、従つて、政府に対して人種、膚色の差別なしにかかる領土に属するすべての人民を代表する義務を課しているというように解釈することができる。⁽⁶⁹⁾ その意味で、この条文が南ローデシアや南アといった人種的少数者政権を否定するためにも適用されるものと理解されている一方、⁽⁷⁰⁾ バングラデシュ、スロベニア、クロアチア及びボスニア・ヘルツェゴビナの分離独立の要求は国際社会によつて認められた。こうして、国家実行においては、分離独立の要求はすべて拒否されてきたわけではない。学説上、ある人民が内的自決権を奪われ、特に重大な人権侵害が伴つている場合には、外的自決の権利を支持すべきであるという考え方がある。⁽⁷¹⁾

もちろん、外的自決権が主張されるためには、内的自決権の侵害が重大でかつ一貫したものでなければならず、しかも司法的手段によるこの権利の執行が全く不可能な場合でなければならぬ。⁽⁷²⁾ バングラデシュの場合、長期にわたる政治的、経済的抑圧、そして軍事的弾圧があつてからはじめて、分離独立が生じたものである。⁽⁷³⁾ そして、ユーゴの解体は、セルビア側が冷戦の終結後必要不可欠となつた旧ユーゴの政治的・経済的構造の変化を建設的な態度で取り組むことを拒んできた結果である。⁽⁷⁴⁾

そのほか、内的自決が否定されたことを理由に外的自決を主張することは、国内的救済及び国際的救済の完了を条件とするものである。⁽⁷⁵⁾ 法的救済手段によつてある人民の内的自決が執行されうる場合、それは外的自決権を求める

る権利を有しない。しかし、国際法システムは国家中心のものであるため、国際レベルにおいて、人民あるいは人民のために行動する個人に適用される法的救済手段は、非常に限定されている。実際、国家以外の国際法の主体は、国家がそれに適用される法的救済を認めた場合に限つて、初めてかかる救済を受けることとなる。確かに、人権侵害に関する、国家間の通報制度が存在するが（たとえば、人民及び人民の権利に関するアフリカ憲章の第四七条）、これは、内的自決を国際法のレベルで救済させるには、十分なものではない。また、現在の国際法においては、第三国が他国内の人民のために国際的救済を求めることも認められていない。南西アフリカ事件において、ICJは、ナミビア人民の利益のために提訴したエチオピア及びリベリアの原告適格を認めなかつた。⁽¹⁶⁾

第三節 分離独立への法的対応と国家承認

一 分離独立の正当性と法的対応

分離独立の正当性を求める理論の最大あるいは最低限の目標は、これまで国際法理論に存在した、分離独立についての法的に中立的な立場を乗り越えるところにあろう。この中立的な考えによれば、国際法は、分離独立に関しても積極的にその妥当性を認めることがあり得るかどうかを検討することなく、むしろ分離独立の動きを禁止してもいいし、それを弾圧する中央政府の行動を違法とするものでもないというところにとどまっている。たとえば、Akehurstは、次のように述べている。「既存の国家からの分離独立を禁止する国際法の規則は存在しない。また、分離独立の動きを弾圧する母国の行為を禁止する規則も存在しない。この闘争の結果がどんなものであっても、国際法上では合法なものとして受け入れられるのである。」この不関与的あるいは保守的結論を乗り越えてから、分離

独立は、はじめて国際法上の権利としての意義を有することとなり、またそれによってはじめて国家たる国際法主体の権利義務関係に転換されることとなるのである。

前にも触れたように、これまで分離独立についての積極的な議論は、基本的にその正当性の立証にとどまつてゐる。正当性の立証は、国際法の発展の方向、あるいはlex ferenda にとっては、重要なものであるが、権利の確立にとつてはなお遠い道のりを要するものといわざるを得ない。現に国際関係において、分離独立の正当性は、原則的に、その行動によつて惹起された結果が政治的にまたは法的に考慮されてから、はじめて確認されるものとなる。⁽⁷⁸⁾ 道義的または政治的な行動自体の正当性から直ちに法的権利を実証することは、きわめて困難である。「分離独立に關して、権利と言うよりも、成功するか失敗するかがより重要な問題である」と言われている。⁽⁷⁹⁾ また、確かに、成功した分離独立の実体が国際社会に国家として承認され得たが、これは決して、分離独立の正当性または権利とつながるものではない。というのは、既存の国家間システムは、静的に維持されるものではなく、むしろ動的にその存続力が保たれるものであるからである。それは、主権、独立を基礎に新たな主体を受け入れることが可能な開放的システムである。

このように、正当性から権利を求めるためには、幾つかの法理論上の困難を乗り越えなければならない。まず、歴史的に領土保全の権利は、一般的に分離独立を目指す領域実体の自決に優先するものである。分離独立は、一独立国家において生じた独立を目的とする領域的分離を求める政治的な動きであり、主権的な独立国家内において領域実体が母国の統治に対抗して、独立を求める一方的行為である。それ自体は、国際法上の正当性の原則に従つた行動ではない。というのは、国際システム及びその構成員を規律する法的及び政治的規範がそれを認めているわけ

ではないからである。伝統的国際法を基礎にして発展してきた第二次大戦後の国家間システムは、国家形成に関しては、依然として基本的に保守的な秩序である。その潜在的目的の一つは、その既存の行為主体、すなわち一国において承認された政府の利益を維持することである。⁽⁸⁰⁾これは、国際社会の行為主体の性格からすれば、当然のことである。国際政治秩序において権力を振るう行為主体として、国家は、当然その領域内においてその国民に属する集団に分離独立の権利を認めないであろう。⁽⁸¹⁾今まで、ほとんどの国家は、植民地事情以外の領域分離のいかなる請求についても原則的に拒否してきた。かつてビアフラの分離独立に関して、当時国連事務総長 U. Thant は、次のように述べた。国連は、「その加盟国の一⁽⁸²⁾部の分離独立の原則を認めたことがないし、私の信じるところでは、これからもこれを認めることはない」。つまり、もし国連あるいは地域的国際機構は、自決をその加盟国の領土保全に対する脅威を許容するもの、あるいはそれに正当性を与えるものとして解釈する場合、直ちに解体の危機に直面することになるであろう。領土保全は、武力行使の禁止及び国境の不可侵の原則によつて一層強化され、国際法秩序の基本的な規範となつてゐる。

次に、不干渉の原則は、国家間の行為規範の基本原理として分離独立を制約する機能を果たす。実行において、この原則は、分離独立や他の叛乱団体に対する支持を含む、一国に対する干渉を禁止するものとして定義されている。その結果、分離独立を目指す領域実体は、国際法の制約を受け、支援を求めることが制限されるだけでなく、人道的な救済もしばしば奪われてしまうのである。外部からの援助は、分離の動きに対する間接の援助とされ、多くの場合分離独立を抱えた政府により拒否される。

確かに、独立の選択を内包する自決権を実現させるために、国際社会は、積極的に国家形成の過程に関与し、領

域的実体を政治的、道義的支援にとどまらず、法的にも支援してきた。しかし、第三章すでに説明したように、植民地事情は国際社会における一種の特別な事態であり、国際法においても特別な対応がなされてきた。現実はともかく、国際法上では、植民地を擁する国家は、それを法的に完全な自国の領土として支配する主権的権利を認められていなかつた。その意味で、非植民地化過程による国家形成をめぐり、領域主権の尊重や内政不干渉原則への侵食は、必ずしも伝統的国際法上の領域主権に対する制約を意味するものではない。

さらに、多元的価値観、文化、民族意思が存在する国際社会において、ある分離独立に正当性を認め、他の分離独立には正当性を否定することは、きわめて困難なことであり、場合によつては紛争の激化につながるものともなりうる。ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争がその例である。この紛争に関して、ボスニアという領域単位としての、独立を選択する自決権を認めた一方で、ボスニアの少数者たるセルビア民族に、独立の時点で存在する国境の変更を伴うような自決権、すなわち独立または他の国との統合を選択する自決権を否定した旧ユーゴ洲平和会議の仲裁委員会の認定⁽⁸³⁾は、ボスニア紛争の解決に良い影響を与えたとは言えない。

このように正当性から権利を求めるることは、きわめて困難である。これを十分に認識することは、これまで展開してきた、自決権を基礎にして分離独立の権利を探るアプローチに対する反省となると同時に、分離独立に対応する国際法規範を再構成することにとつても必要不可欠の作業であろう。

これを明らかにするために、まずによりも、これまでの分離独立の実行をめぐる国際的対応が果たしてどのよう展開してきたのかを実証的に分析しなければならない。個別の事例に関する研究が多く行われていることに鑑み、ここでは分離独立の正当性と国際的対応という二つの側面を分析の重点に置き、これまでの諸事例を簡略に

まとめておきたい。こうした分析を通して、分離独立の正当性が国際法の既存の法規範に影響を与えたのか、あるいはどのような影響を与えてきたかを明らかにし、その上で、権利としての分離独立が国際社会においてどのような意味を有するべきかを検討していきたい。

(1) 国家実行における分離独立の正当性の意義

a ビアフラーの分離独立

ビアフラーの分離独立の要求は、直接には、一九六六年に起きた一連の軍事クーデターの悲劇によつて引き起こされたものである。この政変は、北の軍隊による、多くの東部地区出身者である南の公務員や民衆の殺害という悲劇をもたらした一方で、軍隊というナイジェリア国家統合の有効な機関の分裂をも招き、国家統合を重大な政治危機に陥れた。また、北部地区における東部出身者への迫害、そして生命に対する危険の恐れや難民の流出の事態が発生した。その結果、東部地区と中央政府との緊張関係が次第に高まり、特に東部ナイジェリアの軍司令官 Ojukwu は、クーデターの軍指導者 Gowon と対決の姿勢を採つたのである。こうした背景の下で、一九六七年五月三〇日、東部地区においてビアフラー共和国の独立宣言が出された。

この独立宣言の正当性に関して、次のような主張がなされている。第一に、東部住民の生命と財産が中央政府の下では保障されていない。第二に、東部地区と中央政府との新しい関係を築くための交渉が中央政府によつて阻害され完全に不可能となつた。第三に、連邦の形成過程において、分離独立が正当な政治的選択として他のすべての地区によつて認められていた。第四に、分離独立が東部住民の圧倒的な支持を得ている。⁸⁵⁾

にもかかわらず、国際社会は、この独立の動きをナイジェリアの国内事項、そして「アフリカ事項」として対応

し、基本的に不関与の立場を採つたのである。まず、この独立要求に対し、ナイジェリア連邦軍事政府のGowon大佐から国連事務総長あての書簡において、次のようなことが述べられた。「ナイジェリア現行憲法において、この独立宣言は、不法で違憲なものである。これは、無効なものであり、反乱行為であるにすぎない。ナイジェリア政府は、この反乱を鎮圧するために、必要な措置を執つてゐる。そして、ナイジェリア連邦共和国の国家存続、主権、領土保全に対する支持を求める。ビアフーラ共和国を主権国家として承認するいかなる行為も、わが国の内政に対する干渉と考え、非友好的な行動と見ざるを得ない」⁽⁸⁶⁾。このように、ナイジエリア政府は、すべてのナイジエリア人民の自決権を主張する一方、ビアフーラの分離独立の権利を強く否定していた。民族自決は、彼らにとつて、ナイジエリアの領域内において連邦国家を形成する国民の権利を意味するものとされ、分離独立の可能性が排除されるべきと解されているのである。⁽⁸⁷⁾

そして、この事態に対応するために、一九六七年九月一日、OAU諸国(88)の政府首脳は、キンシャサにおいて、会合を開いた。この会議において、次のような決議が採択された。加盟国の主権尊重及び領土保全の原則を堅持することを厳粛に再確認し、加盟国からのすべての分離独立行動に対する非難を確認し、ナイジエリアの情勢がその国内事項に属すること、そしてその解決がすべてナイジエリア自身の責任によつてなされるべきことを承認する。その後、一九六七年一月二三日、OAU協議委員会の第一会合と連邦軍事政府との共同コミュニケにおいて、委員会は、アフリカにおける分離独立の動きに対する非難の決議を再確認し、そしてナイジエリア紛争の解決は、ナイジエリアの統一及び領土保全の枠内で行われなければならないことを再確認した。

そして、もう一方では、ビアフーラの独立要求に対して、フランスは、自決権の原則を基礎に、公式に支持の声明

を出した。また、四つのアフリカ国家はビアフラに承認を与えた。しかし、国際社会全体としては、ビアフラへの支持は表明されず、それが基本的にナイジェリアの国内事項であるという立場が貫かれていた。その結果、ビアフラの分離独立の要求は、国際法上の正当性を有するものとしては認められず、結果的にただ国内事項として中央政府の力によつて潰されたのである。

理論上、ビアフラは、自決権と分離独立との関係に再考を促す最初の重要な事例ともなつた。Neugenger⁸⁹⁾は、これについて次のような結論を出した。「アフリカの実行においては、自決権の容認と分離独立権に対する反対とが相矛盾するものではなく、むしろ整合性をもつものとされている。それらの主張は、一九世紀と二〇世紀のヨーロッパ諸国が分離独立に反対する場合に行つたものと類するところがある。つまり、分離独立の権利を認めなくとも、自由、民主及び自決の理念が尊重されることができるのである」。⁹⁰⁾また、Emerson⁹¹⁾は、「自決の剣は、植民地がその本国からの独立に奉仕するには非常に鋭いものである。しかし、その裏面は、以前の植民地内に存在する少数者が自らの独立あるいは国境を越えてより望ましい民族同胞との統合を求めることに関しては、使いものにならないほど鈍いものとなってしまうのである」と述べていた。

b バングラデシュの分離独立

バングラデシュは、第二次大戦後から冷戦構造の終了までの間に、分離独立によつて国家独立を達成した唯一の事例である。その分離独立の正当性について、様々な理由が挙げられているが、これらは、必ずしも国際的な関与と直接には結び付くものではない。

まず、バングラデシュの分離独立の正当性について、次のような諸理由が挙げられている。第一に、地理的隔離

である。一九四七年、独立を達成したパキスタンは、インド領土を挟む西パキスタンと東パキスタンという地理的に隔離された二つの地区によつて構成されていた。しかも、両地区においては、文化的、民族的な共通性は存在しない。第二に、東パキスタン住民の内的自決の権利の否定があげられる。一九七〇年一二月に国民議会選挙が行われたにもかかわらず、パキスタン政府は、圧倒的多数の票を獲得した東パキスタン側（アワミ連盟）に政権を移譲せず、憲法制定会議の開催を無期延期した。また、政府は、これに抗議する東パキスタン住民を武力で制圧した。これは、東パキスタンの住民の人権及び基本的権利に対する侵害として非難されていた。第三に、パキスタン政府の東パキスタン住民に対する経済的搾取、あるいは経済的、社会的及び文化的権利の侵害があげられている。

こうした正当性の主張がある一方、分離独立をめぐる内戦に関しては、国際的関与がもっぱらインドという利害関係国の直接関与の形でなされていて、米ソ超大国は、分離独立に関しては、パキスタンとの友好関係を重んじ、それを支持する立場を探らなかつた。国連は、関与の法的根拠を見いだせず、傍観していたにすぎない。そのため、国際的関与は、分離独立の正当性あるいは東パキスタン住民の自決権に基づいてなされたものというより、現実に国家利益の要求に応じてなされたものである。

確かに、自らの武力的関与を正当化するために、インドは、新植民地の解放と分離独立とを結びつけていた。つまり、国連安全保障理事会において、インドは、民族的、文化的そして地理的にパキスタンと異なる反乱者たる東パキスタンが植民地支配の犠牲となつており、実際憲章上の非自治地域で、自決権を享受できるものであると主張した。⁽⁹¹⁾ また、国際法において、母国がその人民の一部の忠誠を回復不可能な程度にまで失い、これらの人民を自らの支配下におさめることができない場合、かかる部分の人民が分離した国家として存続する条件が成熟することと

なるとも、主張した。⁽⁹²⁾しかし、これは、決して植民地以外の分離独立の権利を認め、それに対する関与の正当性を主張したものではない。かつてカシミア紛争において、インドは、領土保全の原則に訴え、「自決の原則は、国家またはその人民の分裂をもたらすために適用されることはできず、また適用されてはならない」と表明していた。⁽⁹³⁾また、規約人権委員会において、インド司法長官は、自決が植民地支配からの独立以外にいかなる適用をも有しないと主張している。⁽⁹⁴⁾これらの論評は、分離独立の主張に答えたものではないが、自決が独立国家内の人民の、現存の、非分離独立的な権利であることを示唆するものである。⁽⁹⁵⁾特に、インドの武力関与の背景には、東パキスタン住民の人権というよりも、内戦による難民の流入が耐え難い程度になっていたということがあつた。⁽⁹⁶⁾

また、バングラデシュの分離独立が事実的に確立された後に、直ちに国際的承認を得たことは、決して国際法上分離独立の権利の存在と結び付くものではなく、国家形成に関する伝統的国際法のテーゼを再現したものであるにすぎなかつた。すなわち、国際社会は、国家形成の過程には法的に関与しなくとも、その成立の事実を法的に承認することができるるのである。

c バルト三国の独立

バルト諸国が近代独立国家として国際社会に登場したのは、第一次世界大戦とロシア革命後の一九二〇年以降である。これは、最後の外国支配勢力となつたロシア帝国からの独立を意味するものであつた。第一次大戦中、エストニアとラトビアは、ドイツ占領下にあり、その中で独立の準備が進められていた。バルト三国は、第一次大戦の終了を受けて、暫定憲法の制定へと進み、一九二〇年相次いで共和制をとつた独立国家の樹立を宣言した。そして、ロシア革命を経たソビエトは、国際関係において、帝政ロシアによる他民族支配を批判し、民族独立の原則を打ち

出したレーニンの思想を受け継いだ。その結果、バルト諸国の独立に関しては、平和条約、領土画定条約などで、民族自決による独立国家の創設が国際的に承認されていたのである。

しかし、大国政治の挟間で、バルト諸国は、独立と同時に、独立存続の危機をも持っていた。第二次大戦の危機及び勃発は、バルト三国を再び外国支配の下に陥れたのである。一九三九年に、ソビエトとの間に締結された相互援助条約は、結果として、バルト三国の存立の現実の危機をもたらした。⁽⁹⁷⁾ 一九四〇年、ソビエトは、バルト三国の完全支配を目的とした軍事占領を行つた。それに伴つて、ソビエトへの併合が進められた。ソ連軍によつて正統政府が解体され、ソ連から派遣された工作員によつて新政権が樹立され、それぞの政府の下で成立した議会がソ連への併合を決議で決定し、その決議が一九四〇年八月ソ連最高会議に受理されてソ連への併合手続きが完了する。

こうしたソ連邦による三国の一方的併合について、当初、欧米諸国は、国際法上違法なものであると主張していた。つまり、それは、力の行使による外國領土の一方的略奪によるものであり、国際法上違法な併合である。⁽⁹⁸⁾ しかし、第二次大戦の性格の変化及び戦後の冷戦構造の中で、国際社会は基本的に、この併合を事実として受け入れていた。⁽⁹⁹⁾

規範的な正当性から言えば、違法な併合によつて独立を失つた領域実体が、国際法上、支配国からの分離独立を主張する場合には、特に強い正当性の理由を有するものとされる。前にも触れたように、歴史上国家としての地位を有していた人民は、その領土が他の国家によつて非合法的に併合されたとしても、かかる領土に対し依然正当な請求を法的に持つものである。そして、その分離独立の要求は、過去の不正を矯正するためのものとして正当化されるのである。⁽¹⁰⁰⁾

にもかかわらず、この国際法上の違法な併合を矯正できたのは、五〇年後のことである。しかも、この間に、国際社会は、この違法な併合を除去するために、何に一つ積極的な行動をも採らなかつた。一九四一年、米英首脳により署名された大西洋憲章において、領土的利益を求めないことが言明されたが、ソビエトは、自らの国境は、バルトがソ連の支配下にあつた時点のものであるという基本認識の上に、この文書に賛成を表明したにもかかわらず、米英は、これを一応了承した。また、国連は、四五年の歴史において、この違法な併合を非難し、バルト三国の独立の回復を求めたこともなかつた。

冷戦の終結及び東欧民主化運動の影響を受けて、一九八〇年代終わり頃、バルト三国において、独立回復要求の動きが次第に高まつた。一九九〇年二、三月、各共和国の共和国最高会議は、公式に国家の独立の回復を決議で宣言した。^(四)これらは、一九四〇年外国勢力によつて不法に踏みにじられた国家の主権の回復、そして再び独立国家となることを厳粛に宣言している。

こうした独立の動きに対し、ソビエト連邦政府は、最初は強い反対の立場を採り、各共和国において武力による弾圧行動に出でていた。しかし、この時期のソ連邦は、主権国家としてバルトの領域に対する支配を固めることができなかつた。こうして民族運動による連邦解体への危機が一氣に高まつたのである。そして、クーデター未遂を経験した後、暫定国家機関として設置された連邦国家評議会は、一九九一年九月六日に、バルト三国の独立を承認する決定を行つた。この「母国」による承認に先立ち、多くの国は、バルト三国の独立を認め、それとの外交関係を再開した。^(五)これは、確かに正当性を持つたバルト三国の独立達成への国際的支持を意味するものであるが、ソ連の解体を背景としたものである。実際、連邦の一共和国としてのロシアは、連邦政府の承認以前にすでにバルト三

国の独立を認めたのである。また、多くの国は、この「母国」の承認がなされてから、はじめてバルト三国の独立を承認し、それらとの外交関係を開始した。

d エリトリア

エリトリアの独立は、バングラデシュに次ぎ、現代の分離独立が武力闘争を経て成功した事例である。しかし、これは、分離独立への対応についての国際法規範の形成にはさほど重要な意味を持たないのである。エリトリアは、国際的には孤独に母国との闘争を展開し勝利をおさめた後、国家性を確立した実体として国際的に認められたにすぎないからである。

冷戦構造の終焉の結果を受けて、一九九一年、エチオピア政府は、エリトリアの自治を認め、エリトリアとの関係を一九六二年以前の連邦状態に戻すことに同意した。これにより、一九九一年五月、エリトリア人民解放戦線によりエリトリアのための単独の政権が樹立された。そして、一九九三年四月に国連の監視下に行われた住民投票によつて、一九九一年から既成事実として存在した独立が公式に認められ、三〇年間続けられてきた内戦状態に終止符が打たれた。エリトリアは、新国家として誕生した。

ところで、エリトリアの独立について、独立を公式に確認するために行われた住民投票に国連が監視の役割を果たしたという国際的関与以外には、独立を事実上確立するにいたるまでは、国際的な関与が全くなされておらず、エリトリア人民による孤立的な戦闘が繰り広げられただけであった。

エリトリアは、エチオピアの東北の国境地帯のすべてを占め、エチオピアの紅海へのアクセスをカバーしており、重要な地域とされていた。エチオピアとエリトリアとの歴史的関係は、定かなものではない。一説によれば、古代

において、エリトリアは、エチオピアの一省となつたことがあるが、一五世紀以後、沿海地帯を領有していたエチオピア人は、トルコそしてエジプト人による紅海の支配によつて、ほぼ絶滅となつた。また、植民地となる前に、この地域は、移民及び移住民の住む場所であり、戦争及び征服の地域で、多くの王朝の新興と滅亡の地域でもある。その意味で、歴史的な領域統一性に基づくエチオピアの領有権の主張は、成り立たない⁽¹⁰³⁾。しかし、もう一方では、イタリアによる征服の前に、エリトリアは、エチオピア帝国の辺縁に存在していたものであるが、単独の実体として存在した事実がないし、それを主張したこともなかつた⁽¹⁰⁴⁾。

一八六五年から一八八九年の間にイタリアの占領下に置かれたエリトリアは、一八八九年イタリアの植民地となつた。エリトリアの国境は、一九〇〇年のエチオピアとエリトリアとの国境画定のためのイタリアとエチオピアとの条約に従つて、エチオピア皇帝によつて公式に画定された⁽¹⁰⁵⁾。第二次大戦後、エリトリアは、イギリスによる施政のもとに置かれた。一九四七年の平和条約において、イタリアは、公式にエリトリアに対する権利及び権原を放棄することを宣言した。そして、一九五〇年一二月二日の決議390A(V)において、国連総会は、エリトリアがエチオピアとの連邦を組むべきであると勧告した。しかも、この決議は、一九四七年のイタリアとの平和条約の付属書XIにより、法的拘束力を有するものとされた。こうして、エリトリアは、自治区となり、内部事項に関して自らの立法、司法及び行政権限を持つものとなつた。しかし、このような状態は長くは続かなかつた。エチオピア側は、エリトリアのエチオピアへの完全な併合を求め、エリトリアをエチオピアの第一四番目の省として宣言した。これに対して、エリトリア側は、連邦関係の終結を宣告した。こうして、独立のための戦いが始まり、それは二〇年にわたつて続けられていた。

確かに、エリトリアの分離独立の正当性について、独立付与宣言にいう「植民地人民」を構成するものであるとか、あるいは外国支配に服従する人民を構成するものである、といった主張が見られる。⁽¹⁰⁶⁾しかし、現にエリトリアの独立を獲得するための戦いは、六万のエリトリア人の犠牲をもたらしたにもかかわらず、国際的な支援を得ることができるず、孤立的なものであった。⁽¹⁰⁷⁾これは、分離独立についての国際社会または国際法の「傍観」的な立場を再確認した以外のなものでもない。

(2) 国際的対応の法的根拠と限界

以上に見たように、分離独立をめぐる紛争が生じた場合、国際社会は、総じて「傍観」することが多いが、一定の事情においては、分離独立の要求に同情する意を示したり、ひいては積極的に関与したりすることもある。こうした行動パターンは果たして、どのような理由によつて決められたのか、特に国際法においてどのような法的根拠に基づいて行われたのか、あるいはどのような法的制約を受けるものであるのか。これらの問題は、分離独立に関する法規範の到達点を示す一方、新しい法制度を構築するための起点でもある。

まず、この「傍観」の態度は、直接に国家間システムの存在及び機能に影響されるものである。もし国連は、分離独立の正当性がその加盟国の領土保全に対する侵食を要請またはそれを正当化せしめるものとして理解するとするならば、自ら非常に困難な立場に陥ることとなる。⁽¹⁰⁸⁾国家によって構成される国際機構である以上、国家間システムを維持する使命をもつものである。そして、分離独立の動きを抑制する政治的、法的力は存在しない場合、生き残る能力を持たない多くの国家を作り出すことが考えられ、これもまた、既存の国家間システムを完全に崩壊させる結果を招くこととなり、避けられなければならない。現実に、国際法は、自決の名の下で国家の人口の一部

が分離独立を行う権利を与えておらず、一九六〇年代から一九九〇年代になつても、分離独立の法的権利についての国際的な法意識は決して定着したものとはいえない。

もちろん、これは、決して国際法が分離独立を禁止し、それを違法としたことを意味するわけではない。実際、第三章で分析したように、カタンガやキプロスといった分離独立の動きに関する国連の対応は、必ずしも分離独立の成功を阻止した事例ではない。これらの事例において、主な関心は、分離独立とは性格的に異なつた問題、すなわち外国の干渉に集中されていたのである。また、バングラデッシュに関して、国連の関心は、外国の干渉が存在するが故に、加盟承認を認められた新国家が果たして存続できるような国家となるかどうかにあつたのである。⁽¹⁴⁾

次に、国家間システムを維持し、既存の法規範を執行するために、分離独立の紛争に関与する法的義務が、諸國家あるいは国連を中心とする国際社会に課される場合がある。ただし、留意すべきなのは、こうした対応は、ほとんどの場合、分離独立そのものの正当性または権利に応えるためのものではなく、むしろそれによつて惹起された事態または紛争を既存の法規範の枠内で解決することを目的としたものであるということである。

第一に、国際平和と安全を維持するために、国連を中心とした国際社会の関与がなされる。疑いなく、特定の分離独立によつてもたらされる結果について、諸国が一致した見解を持つことは、ほとんどあり得ない。にもかかわらず、分離独立において保護されるべき多くの権利及び利益については、実質的な合意が存在しうるだけでなく、国際法上義務とされる場合もある。その中でも、国際社会にとつてもつとも重要な、かつ共通した利益は、暴力及び武力行使の抑止であろう。武力行使を防ぐことは、国連憲章を含む、現行国際法において最重要課題とされてくるからである。

今日において、武力衝突を呈した分離独立の動きは、直ちに国際的な関心事項とみなされる傾向が非常に強い。確かに分離独立は、まず国内紛争として始まるものであるが、武力衝突を呈したことによって国境を越える難民が発生したり、国境地帯での小競り合いが起こつたりして、紛争地域への国際社会の関心を集めることとなる。これは、場合によつて、地域的な平和維持メカニズムあるいは国連の平和維持機能を作動させることとなる。

こうして、非植民地化後の国際法は、国家実行に対応して自らの形態を模索しているところであるが、分離独立と領土保全のいずれかに偏つた立場を採つておらず、むしろ分離独立によつて惹起される紛争をより人道的な形で規制し和らげようとしているのである。分離独立を禁止するかまたは許容するかのいずれをも認めていないが、分離独立の闘争が外国によつて誘発された場合、大量の人命の犠牲が引き起された場合、または大量の難民を発生させ、隣国を巻き込む脅威となつた場合、国際社会は、平和維持の形で関与する傾向を明らかに示している。⁽¹¹⁰⁾ 現にE.C及び国連は、まさにこのような事情の下で旧ユーゴの分離独立の内戦に関与したのである。分離独立が平和的に完成した場合は合意された協定によつて認められた場合、国際社会及び国連は、速やかに新国家に対して承認を与えるのである。ただし、この場合、たとえ国際的関与が分離独立の動きによつて惹起された事態に対処するために行われたものであつても、必ずしも分離独立への国際的支持を意味するものではない。というのは、これらの平和維持の機能は、武力紛争によつて脅威を受けまたは破壊された国際平和と安全を回復するために、展開されるものであり、平和のための中立性を保つものでなくてはならない。

武力紛争へのこのような国際的対応は、果たして分離独立に対応する伝統的国際法規範、すなわち分離独立を禁止する規則は存在しないし、分離独立の動きを弾圧する母国の行為を禁止する規則も存在しないという不関与的な

法規範に動搖をもたらすものであろうか。言い換えれば、分離独立側かその母国政府側かを問わず、武力行使は、直ちに国際平和と安全に対する脅威または破壊ととられ、国際的関与を正当化せしめるものであろうか。これについては、慎重に論を進めなければならない。現実に、冷戦構造の終了を背景にしたユーゴ紛争においては、分離独立の動きを抑えるために展開された連邦政府の軍事行動も、必ずしも直ちに国際平和に対する脅威または破壊として認定されていたわけではない。国際的関与は、依然、主権及び領土保全といった伝統的国際法規範に対し、特別な注意を払った上で展開されている。

第二に、人権の保護に基づいて、国際的関与が行われる。分離独立の紛争について、国連を含む国際社会の対応の一形態として、人権及び人道的側面が重要な意義を有する。前にも触れたように、国際法理論において、独自の地位を有する人民または少数者が既存の国家内において制度的に抑圧され、政治への平等な参加を拒否され、あるいは重大な人権侵害を強いられている場合、分離独立は、現在の抑圧を排除するためのものとして、正当性を持つものであるとされている。^(三)確かに、こうした正当性を有した分離独立の動きは、国際的な同情を集めることができるものであるとされているが、今日の国際社会においては、人権侵害の現状を理由に、かかる集団の分離独立を直ちに国際的課題としうるというような制度は未だに構築されていない。人権侵害について、国際的救済措置を求めることができるとしても、人権侵害を理由に分離独立の権利を求めることに関する、いかなる国際的救済措置も確立されていないのである。たとえば、国際人権規約は、一般的な自決の権利を盛り込んだものとされている。しかし、そこにおいては、自決権が植民地事情に限定されるものではないことが明確されている一方、一国における少数者には適用されないこともまた明らかである。というのは、政治権規約の第二七条に規定されている少数者の権利は、自決あるいは分離独立

立の権利ではなく、文化、宗教、言語の権利である。これは、確かに、直ちに分離独立の権利を禁止したものと解されるべきではないが⁽¹²⁾、国際的救済を求めるのは、実定法上では、まずこれらの諸権利に限られることを意味するものである。実際、つい最近まで、多くの国は、非植民地化またはアパルトヘイトの事情以外に人権、少数者の権利または分離独立の闘争を正当な国際的関心事項として認めようとしなかつたのである。その結果、国内管轄事項を定めた憲章二条七項が、よく引用されている。

ところで、分離独立をめぐる紛争において人権侵害や人道的被害が生じた場合、それに対する国際的関心が寄せられ、国際社会の積極的な関与が展開されうるのである。特に、この二、三年来、国連及び地域的レベルにおいて、少数民族の権利の保護を含む基本的人権の基準を遵守することがもはや国内的管轄事項としてみなされるべきではないという認識が次第に台頭している。現に、イラクにおけるクルド族の保護に関する安全保障理事会決議688、人権に関するC S C Eのモスクワ文書、欧州共同体の承認政策、代表制民主制度に関するO A Sのサンチアゴ宣言及び決議⁽¹³⁾などがあげられる。しかし、角度を変えてみれば、冷戦終了後の世界秩序においても、人権規範の遵守は、それに対する違反が国際平和に対する脅威を構成し、国連安全保障理事会の権限行使を必要とされるほどの酷い程度になつていないと、依然国際的関与の形で強要されないものである。⁽¹⁴⁾

第三に、人道法的理由に基づく国際的関与である。かつて、分離独立によつて惹起された内戦状態に対応するため、交戦団体や叛乱団体の承認制度が適用されていた。これは、戦争法規範の適用及び第三国の国民の保護を確保するために、創設されたものである。しかし、こうした一九世紀の事態と異なり、今日分離独立を目指す領域実体に対して、交戦団体や叛乱団体の承認制度が適用されることはない。これについて、分離独立に対応する今

日の法制度は、一九世紀のそれより、分離独立を求める側に低いレベルの保護しか与えていないという批判が見られる。これは、分離独立についての法制度が形成されている現状を指摘することに関しては、有益なものであるが、国際法規範の全体像を正確に反映したものとは言えない。実際、非国際的武力紛争に関して、現代国際人道法は、すでに交戦団体の承認制度を乗り越え、直接適用されるものとなっている。

二 対応の法的メカニズムと国家承認

以上の分析から見れば、国家実行において、分離独立についての対応は、かつて自決権をもつて植民地事情に対応してきたような集権的メカニズムが欠落していると言えよう。これは、具体的に以下の諸側面において現れている。

第一に、分離独立を求める集団の存在についての集権的認定はなされていない。これまで、かつてのビアフラ、バルト三国、エリトリアなどの分離独立の要求、あるいは現在のクルド族、ケベック、チベットなどの自治または分離独立の動きの存在がメディア、NGO、亡命政府の活動などを通して世界に知られているが、それらは、権限のある国際機関を通して分離独立を要求できる実体として認められたことはない。その結果、こうした分離独立の動きとその母国との対立関係は国際法上に存在しないこととなる。これは、第三章で見たような自決権に関する国際的対応とはまったく違っている。独立の選択を内包する自決権を行使できる実体について、国連総会は、集権的機関として認定の権限を行使していた。特に、施政国の反対が存在する場合においても、国連総会の認定は、依然有効であり、実行においても徹底されていた。これによつて、母国との対立関係にある人民が国際法主体として創出されることとなる。実際、国家と対峙できる国際法主体を認めることは、独立選択の権利を認めるための必要不

可欠な第一歩でもある。

第二に、分離独立の実体に国際的な代表の地位を確保する措置は講じられていない。自決権の確立は、人民という新しい国際法主体を誕生させるだけにとどまつていらない。人民という主体の確立は、真に人民を代表する代表機関に国際的地位を確保しなければ、まったく意味のないこととなってしまう。ウエストファリアの精神を受け継いだ国際法は、国家に特権的な法的地位を与え、国内事項だけでなく、国際事項に関してもすべての決定権限を国家に確保している。そして、国家を代表する政府は、国家を構成するすべての人口を代表する特権を認められている。しかし、前にも説明したように、非植民地化過程においては、植民地領域及びその人民に関して、こうした国家及び政府の特権が大きく動搖していた。多くの民族解放運動の代表機関は、その自らの未来に関する問題について、国連での討議に参加することを認められていた。ナミビアの SWAPO、パレスチナの PLO などがある。こうした代表機関の国際的地位の確保は、自決権の実現に必要なものと認識されている。しかし、代表機関の国際的地位は、植民地事情以外の分離独立に関しては、認められていない。

第三に、その結果、分離独立の正当性を確保しそれを実現させるための国際機構の監督的役割は、展開されていない。自決権に関して、国連は、植民地地域に独立を付与するようという呼びかけにとどまつておらず、それを実現させるために、監督、関与といった積極的な行動を起こしてきている。自決権の実現状況を専門の機関によって定期的に検討させたり、自決権の実現に害を与える政策を非難したり、自決原則に反し国際平和を脅かすような状態に強制的措置を持つて対応したりしてきた。しかし、分離独立に関しては、こうした機構の措置はまったく機能していない。

このように、分離独立については、国際的対応がかつての自決権についてのそれとは全く異なる形で展開されている。この現実は、分離独立の権利の確立が遠い道のりを必要とするものであることを示す一方、分離独立の正当性を基礎にして分離独立に対応する法規範を求めるこれまでの理論方法についても再考を促すものとなろう。

(1) 新たな対応のメカニズムを探つて

それでは、現代の分離独立に対応する国際法規範あるいは法的メカニズムがどのような形で形成されるべきであろうか。これまで、新しいメカニズムを探るために、様々な理論的な試みが展開されている。中でも、国連中心の制度的でかつ集権的な対応、あるいは新たな法構造の変化を求めるアプローチが、一つの主流とされている。⁽¹⁵⁾われわれにすれば、このような理論は、*Ilex ferenda* を求めるものであるが、既存の法規範体系を十分生かせないどころか、それを破壊してしまうおそれがある。これは、伝統的な国家間システムが依然存在し機能している現実には適しないものである。実際、このような理論の流れは、独立の選択を内包する自決権に対応するかつての国連中心の集権的対応策に基づいたものである。そして、そこには、分離独立に対応する法的メカニズムの性格づけが問題として存在すると思われる。つまり、現存の国際法理論及びこれまでの国家実行において、分離独立についての対応の法的メカニズムは、植民地事情での自決権に対応するような、国際法上の権利を基礎にし、体系的に制度化されうるものではなく、むしろ伝統的国際法の国家形成に対応するような、事実を基礎にし、事態に応じた有事型のものとなるべきである。これこそ、既存の法規範の枠内で、分離独立に対応するメカニズムを探るために必要不可欠の前提と思われる。

これまで、分離独立の対応について、幾つかの理論的試みが展開されている。ここでは、それらをまず紹介し、

批判的に検討した上で、より現実的な対応のメカニズムを求めるることを試みたい。

第一に、分離独立の正当性に答えるためには、必ずしも分離独立という国家創設の方法で対応する必要はないという考えが存在する。それによれば、人権及び自治権の保障を通して、分離独立の原因要素が解消されうるという。たとえば、Stromseth は、「矯正的正義」及び「差別排除」のために、分離独立がもつとも強い正当性の理由を持つものとなるが、しかしその対応については、いずれの場合においても、分離独立でない他の解決策が可能であるとしている。そして、実効性を伴う自治や少數者の保護がその具体的方法としてあげられている。⁽¹⁶⁾ この認識は、国際社会は分離独立の権利あるいは政治的請求を支持していない法的現実を考慮した一方で、分離独立に対応する国家実行を経験的に評価した上で、得られた結論もある。つまり、分離独立に満たない自治、あるいは内的自決は、既存の国家間システムあるいは領土保全との緊張関係を惹起せず、国際的な同情も得易い自決の形態として認識されているからである。⁽¹⁷⁾

現代の分離独立は既存の国家と分離独立を目指す人民との対立構図の中に生じているが、これに対して国際社会は、主に国際法の規範または手続きにこだわらない紛争解決の手段を持つて対応している。これは、国際平和に寄与するものであるが、法的明確性にとつては望ましくない事態である。このように、内的自治といった方法で分離独立の要求に応えることは、既存の法規範システムに衝撃を与えない形で、あるいは法規範上の抵触を避ける形で、選ばれた政治的な選択肢にすぎない。これがすべての事態に対応できるものでないことは、明らかである。

そのほか、分離独立に関して、「母国」の合意に基づく国家形成が、既存の国家間システムにおいて依然有効かつ有益な方法である。現にこうした事例は多く見られる。連邦国家チエコスロバキアの解体は、連邦を構成するチエ

コトスロバキアとの合意によつて実現され、国際法上多くの難題を引き起こしてはいなかつた。そして、国際社会はこの現実を積極的に受け入れた。⁽¹⁸⁾また、バルト三国の分離独立及びソ連の解体も、その側面を有している。さらに、エリトリアの分離独立を実現させるための国連主催の住民投票も、エチオピアによつて認められているものである。国連主催の下で行われる住民投票は、母国を含む関係当事国の要請があつた場合、自決の行使を正当化する役割を果たすが、しかしいかなる分離独立を求める少数者または地域であつても、国際システムによつて母国に強制できるというような自決の権利を行使できるわけではない。特に、母国との合意にいたるまでに、イデオロギー、国際政治関係、国内的力関係などの変化が影響を及ぼしたとしても、国際法が機能するところはないと言えよう。

第二に、分離独立の根本的原因が、領域的集団としての国家と対立するセンチメンタルな集団としての民族の存在にあると言う点から、国際社会及び国際法における民族の地位をいかに確立するかが、分離独立の問題の解決にとってもつとも重要な視点とされている。つまり、国際関係または国際法において民族性や民族主権といった概念に、国家性や国家主権と同様な性格を付与すべきという考え方である。⁽¹⁹⁾

この主張は、分離独立要求についてこれまで示された解決案の限界を認識した上で出されたものである。それによれば、これまで分離独立の要求について、基本的に領域的解決と司法的解決という二つの方法が存在する。領域的解決とは、一定の領域に存在するすべての民族に自決または国家性を認めるということであり、これは、必然的に多くの主権国家の誕生をもたらす。これは、結果的に国際社会を数百の領域国家に支離させ、危険極まりない無秩序の世界を作り出しかねない。また、領域的な解決は、必然的に大きな代償を伴う。すなわち、領土の分割、国際的及び国内的国境線の再画定、人口の移動、そして民族の單一性の推進である。史的にみれば、民族問題の領域

的解決は、必ずしもその住民に平和をもたらしたとは言えない。他方、司法的な解決とは、人権の国際的保障及び特別の少数者保護の制度である。史的にも、現実的にも、こうした法的措置は民族問題の解決に十分でないことは明らかである。

こうした認識から、いわゆる国家プラス民族の解決方法が、提案されている。これは、主に次のような設定を含む。
a、既存の国家システムを民族システムを内包させるような形で拡大させる。具体的には、新たな国家の形成には満たないが、民族のための国際機構の開放、民族実体の国際的地位の承認があげられる。
b、国家主権の概念を消滅させ、その主たる側面を国家と民族とにそれぞれ再配分する。つまり、領域主権とは別の原則に従い、管轄権、機能的及び領域的権限を配分することである。
c、目的の相違に応じて、異なる性格を有する国境線を画定することである。
d、国家と区別される「民族の家」である。つまり、多くの民族の意思の中に存在する「民族の家」の概念を承認することである。この概念は、地理的な境界線をもつが、これは必ずしも国家の国境線と合致するわけではない。⁽¹²⁰⁾

分離独立の要求についてのこのような解決策は、政治的には国際関係の主体の多元化をもたらす一方、法的には民族性の基準及び認定を必要とする。これは、必然的に民族と国家との区別、そして民族とエスニック・グループとの区別といった困難な課題をも残す。このように、それは、望ましい解決策ではあるが、国家システムが依然機能し、国家主権が弱められているが完全には消滅していない現代国際社会においては、とても現実的な解決策となり得ない。

第三に、自決権についての対応と分離独立についての対応との間に存在する現実の法規範上の差を除去すること

を念頭において、分離独立についても集権的メカニズムが確立されるべきであるという論調が見られる。そこにおいては、まず何よりも、分離独立についての国際的な関与を作動させる自動的な措置の確立がもつとも重要視されている。

Eisnerは、分離独立によつて惹起される紛争を解決する手続きモデルとして、次のような三段階の解決案を提示した。つまり、第一段階において、国連の特別委員会を創設し、それに分離主張の正当性を検討させ、勧告的意見を提出させる。そして、国連の安全保障理事会は、この勧告的意見を基礎に、分離紛争に関与するかどうかを検討する。もし、理事会が、分離主張が正当な理由を有するものと判断した場合、国連は直ちに第二段階、すなわち住民投票を開始すべきである。第三の段階として、住民投票の結果、かかる領域が独立を選択しなかつた場合、国連は、平和及び人権保護に注意しながら、次第に自らの存在感を弱めていく。もしかかる領域が独立を選択した場合、国連は、政治的にかかる領域を国家として承認することにより、そして統治機構の成立や国家権力の強化を通して、新国家の主権を支援していくのである。⁽¹⁴⁾

このような考えは、主に、これまで分離独立について、諸国家が採つていた「傍観」の態度にあらわれたる国際法の弱みを克服することを主眼としたものである。つまり、分離独立について、国際社会は、多くの場合、内戦の発生を許容し、戦争の結果を承認を通して確認するというような役割しか果たせない。武力対立の事態に対する国際的な不作為、不関与は、長引く不安定、抑圧、武力紛争を助長する結果をもたらす。そのため、分離独立に有効に対処するシステムは、国連及び地域的機構に代表される国際社会の自動的、積極的関与をまず設定しなければならない。疑いなく、たとえ国際的関与が分離独立の実体を支持することにとどまるとしても、かかる

国家は、こうした国際的関与を主権に対する侵害として非難するであろう。しかし、この国際的関与は、紛争を公正かつ平和的に解決させるために、仲介及び外交的手段を提供するものである一方、分離独立によつて惹起された人権保護に関する国際法の要求であり、国連の権限に属するものである。特に国際平和と安全に対する脅威が存在する場合、こうした関与は、より強い措置を通して実現されることができる。

分離独立の紛争を自動的に国際的課題とするメカニズムの確立により、分離独立の実体は、国際的関心を呼び寄せるためにやむを得ず武力に訴える必要はなくなる。そして、このメカニズムを実現させるもつとも良い方法は、分離独立の実体が国連に訴えることができ、それらの要求が国際的に聞かされることである。つまり、分離独立を求める実体の国際的代表の地位を確保することである。現実に、分離独立を求める実体という国際法上新しい法主体による国際機構の設立の動きもある。

この理論は、基本的に独立の選択を内包する自決権についての国際的対応の経験に基づいて、展開されたものである。しかし、問題は、分離独立について、国際社会は、独立の選択ができる集団の認定、独立付与という国際統制的な措置をとつておらず、むしろそれによつて惹起された紛争を具体的に解決するという対応型の措置を取つていることである。その意味で、この理論の欠陥は、既存の法規範が作動するコンテクストに対する認識の不十分さに由来するものと言える。

(2) 対応メカニズムと国家承認

前に述べたように、分離独立についての国際的対応は、一定の事態に応じて、既存の法規範に従つて展開されている。疑いなく、これは、十分な対応でもなければ、理想的な対応でもない。場合によつては、内戦が激しく展開

されてから、はじめて平和維持の活動が行われることもある。あるいは難民発生や人権侵害がひどい状況になつてから、はじめて国際的な関与が実現される。これは、国際的関与が大きな法的制約を受けていることに由来するものである。平和維持や人権または人道的関与は、ともに領土保全や内政不干渉という原則の下で、母国の同意を完全に無視しては進まないからである。

このように、国際的な対応の必要性とかかる国家の領土保全との間に、緊張関係が存在する。そして領域主権の制約を乗り越え国際的な対応を確保するために、政治的な決断だけでは不十分で、法的にもこの制約を解く引き金が必要である。

国家実行において、国際的承認、あるいは少なくとも国際的関心を得るのは、分離独立の成功に導く重要な要素と認識される。承認を得ることにより、分離独立運動は、正当性を勝ち取り、物的援助を受けるようになる。そして、他の独立国家と同様な権利と特権を享有することとなる。⁽¹²⁾ このため、分離独立の対応に関しては、国家承認が重要なメカニズムとしてとらえられている。たとえば、バングラデシュに対する承認は、インドからの軍事援助を正当化させ、パキスタンからの分離独立の成功を促し、また、旧ユーゴの解体においても、国家承認はこのような役割を果たしている。そのため、分離独立に対応するために、国家承認が積極的に行われるべきであるとされている。⁽¹³⁾

果たして、国家承認がこのようなメカニズムとして機能しうるか。疑いなく、公式の国家承認は、分離独立の実体が相互依存の国際社会において存続するための必要かつ十分な条件を与えるものであり、また、外国からの援助及び国際機構への加盟のための許可書ともなるのである。しかし、問題は、国家承認が国際法に従つて行われなければならないということである。「国家に対する承認または不承認は、政策にかかわるものではなく、法的義務にか

かわるものである。国家の存在は、それに対する承認に依存するものではなく、それが承認の義務を創出する諸条件を事実上満たしているかどうかに依存するものである。⁽¹²⁴⁾」

すでに分析してきたように、伝統的国際法において、国家承認に関して、実効的支配は、必要かつ十分要件とされている。これは、国際法によつて禁止されていない国際社会の現実の一部を構成する事実が、権利と義務の源とみなされるという原理に基づくものである。これは、既存の国家に対して、かかる事実をその互いの権利義務の源として認める義務を課していることを意味する。その意味で、成功をおさめた分離独立が国際的承認を得ることは、分離独立の権利という考え方とはいささかも関係を持たないものである。その結果、国家承認は、実効的支配を基礎にして行われ、またその範囲内においてのみ他国の内政への干渉にあたらず、合法的なものとなるのである。そして、非植民地化過程においては、国家承認は、独立の選択を内包する自決権を実現させるための有効な手段としての機能を果たしてきた。現にこのコンテクストにおいて、たとえ尚早の承認が行われたとしても、それは直ちに他の国の領域主権を害するものではなく、単に自決権行使する人民を支持する政策的な判断によるものにすぎない。ただし、同時に注意すべきなのは、国際社会の対応は、基本的に実効的支配という伝統的な基準から完全には離れていないということである。

分離独立は国際法上の権利に基づく国家形成の過程ではないため、それについての承認が完全な実効的支配という国家性要件から逸脱することが認められないものである。こうして、承認を与えるべきかどうかを判断する第一義の要素は、依然として伝統的な国家性要件にかかわるものであると言わざるを得ない。国家性の基準は、伝統的な重みをもつだけでなく、分離独立の事情を判断するに当たつても現実の適用性を有するのである。独立が現実的な

選択となるためには、確定可能な領土及び人口、実効的な支配を主張できるような政府が存在しなければならない。

しかし、問題は、伝統的国際法上の国家性の要件が厳格に適用されるべきかどうかである。最近では、旧ユーゴの分裂に関連して、領土に対する実効的支配の要件が再検討されるべきであるという認識が生まれている。その理由としては、実効的支配の要件は、武力行使に刺激を与える可能性を含んでいるというところにあるとされている。⁽¹²⁵⁾

言い換えるれば、承認に新たな創設的効果を与えようとしているのである。

ユーゴ紛争をめぐる国家承認がどのように展開されてきたかについて、章を改めて具体的に検討することとするが、ここでは、単に旧ユーゴ紛争をめぐる国際的な承認が、分離独立と国家承認との関係にどのような形で影響を及ぼしてきたかに絞って、考えてみたい。

一九九一年末から、旧ユーゴ紛争の状況に鑑み、欧州共同体及びその加盟国は、旧ユーゴの諸共和国に国家承認を与えるべきであると考えた。この決定は、それまでのECの政策の変更を意味するだけでなく、分離独立についての国際的評価に関して新たな展開を示唆するものとなる。実際、この時期において、クロアチアは実効的支配をおさめておらず、旧ユーゴ連邦政府は、諸共和国の独立を承認するどころか、クロアチアの各地で連邦軍を展開し独立の動きを押さえようとした。このような事情においては、伝統的国際法からすれば、国家承認は当然国際法に反するものとなる。しかし、現実にこのような承認が展開され、国際社会においても非難されていない。これを踏まえて、分離独立と国家承認との関係を積極的に評価する考えがある。つまり、国家性の要件を満たさないクロアチアに対する多くの国の承認がなされた時点において、クロアチア人民の分離独立の権利が黙示的に認められることとなるという。⁽¹²⁶⁾

第四節 結論

国際法において、分離独立の権利は認められていない。おそらく国家間システムが存続するかぎり、このような権利は認められないであろう。その意味で、権利としての国家形成は、植民地事情の終焉とともに国際法上消えることとなる。にもかかわらず、分離独立は、今後とも国家間関係に重要な影響を及ぼす事態として絶えず展開されるが、現行国際法において、それに対応する法的制度は依然として確立されていない。

国際社会は、平和と安全や、自決権または人権の保護に関する実定国際法の規範に基づき、分離独立による国家形成の過程について関与する一定の法的根拠を持つ。しかし、このような対応は、伝統的な領域主権による多くの法的な制約を受け、決して十分なものではない。むしろ多くの場合、政治的にも法的にも好ましくない結果を招く側面をももつ。このため、国家間システムに適する法規範の枠内で分離独立に対応する法的メカニズムを確立することが最も重要な課題となる。

これに関して、近年では一つの確実な流れとして、国家承認の制度が、再び脚光を浴びることとなつてゐることがあげられる。特に旧ソ連の崩壊、旧ユーゴ⁽¹²⁷⁾の分裂により、分離独立に対応するために、新しい承認の機能が求められている。

- (一) R. Emerson, "Self-Determination", Proc. A. S. I. L., 1966, pp. 136-137; J. E. Stromseth, "Self-Determination, Secession and Humanitarian Intervention by the United Nations", Proc. A. S. I. L., 1992, p. 370.

- (30) ハウス・オブ・ナショナル・セイフティード・アンド・ディフェンス、国際連合憲章、中国の「憲法と規則」、1951年
4月1日開設
- (31) U. O. Umozurike, Self-Determination in International Law, 1972, p. 177.
- (32) L. C. Buchheit, *supra* note 12, p. 127.
- (33) B. Neuberger, *supra* note 9, p. 72.
- (34) Western Sahara (Advisory Opinion), 1975 I. C. J. Report, p. 12.
- (35) L. T. Farley, Plebiscites and Sovereignty, 1986, pp. 9-10.
- (36) C. Q. Quaye, Liberation Struggles in International Law. Temple, 1991, pp. 215-216.
- (37) Sinha, "Self-Determination in International Law and its Applicability to the Baltic Peoples", in Res Baltica (A. Sprudz and A. Rusis eds., 1968), pp. 256-257.
- (38) H. Kelsen, The Law of United Nations, 1950, pp. 51-53.
- (39) Multilateral Treaties Deposited With the Secretary-General, Status as at 31 Dec. 1991, pp. 124-125.
- (40) L. C. Buchheit, *supra* note 12, p. 127.
- (41) R. Higgins, The Development of International Law through the Political Organs of the United Nations, 1963, p. 103.
- (42) R. Emerson, *supra* note 1, pp. 323-324.
- (43) H. Hammum, *supra* note 20, p. 46; M. Pomerance, Self-Determination in Law and Practice: The New Doctrine in the United Nations, 1982, p. 68; H. G. Espiel, Implementation of United Nations Resolutions in Relation to the Right of Peoples under Colonial and Alien Domination to Self-Determination, U. N. Doc. E / CN. 4 / Sub. 2 / 405 / Rev. 1 (1980), para. 80.
- (44) L. C. Buchheit, *supra* note 12, p. 17.

- (45) T. M. Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, 1990, p. 168.
- (46) L. C. Buchheit, *supra* note 12, p. 222; R. C. A. White, "Self-Determination: Time for a Reassessment?", *Netherlands International Law Review*, vol. 28, 1981, pp. 147-70.
- (47) D. Turp, "Le droit de secession en droit international public", *Canadian Yb. I. L.*, vol. 20 (1982), pp. 27-28.
- (48) R. Emerson, *supra* note 1, pp. 136-137.
- (49) *地獄報道「魁ナミの眞似」の専門知識の要証」国際問題研究 | 大日本 | 岩波社 | 千葉 | 研究用*。
- (50) G. Marchildon and E. Maxwell, "Quebec's Right of Secession under Canadian and International Law", *Virginia J. I. L.*, vol. 32, 1992, p. 605.
- (51) C. Brölmann, Lefeber. R. and Zieck. M. (eds.), *Peoples and Minorities in International Law*, 1993.
- (52) A. Heraclides, "Secession, Self-determination and Nonintervention: In Quest of a Normative Symbiosis", *Journal of International Affairs*, vol. 45, 1992, p. 408.
- (53) Nayar, "Self-Determination Beyond the Colonial Context: Biafra in Retrospect", *Texas Int'l L. J.*, 1975, vol. 10, p. 333.
- (54) L. C. Buchheit, *supra* note 12, p. 216.
- (55) Ibid., pp. 217-218.
- (56) Claude, "Collective Legitimization as a Political Function of the United Nations", *Int'l Organiz.*, vol. 20, 1966, p. 367.
- (57) J. Klabbers and R. Lefeber, "Africa: Lost Between Self-Determination and Ut Possidetis", in Brölmann et al (eds), *supra* note 2, p. 39.
- (58) L. C. Buchheit, *supra* note 12, p. 17.
- (59) V. P. Nanda, "Self-Determination under International Law: Validity of Claims to Secede", *Case W. Res. J. Int'*

1 L., Vol. 13, 1981, p. 275.

(60) Nawaz, "The Meaning and Range of the Principle of Self-Determination", Duke L. J., vol. 82, 1965, pp. 91-92.

(61) L. Brilmayer, "Secession and Self-Determination: A Territorialist Reinterpretation", Yale Journal of International Law, vol. 16, 1991.

(62) A. Buchanan, *supra* note 13, pp. 353-354.

(63) Vattel, *The Law of Nations* (1758), Translated by J. Chitty, 1866, bk. 1, ch. 2 § 16.

(64) L. C. Buchheit, *supra* note 12, p. 55.

(65) U. Umozurike, *supra* note 31, p. 199.

(66) A. Heraclides, *supra* note 52, p. 409.

(67) H. Hannum, *supra* note 20, pp. 471-473; C. Haverland, "Secession", in *Encyclopedia of Public International Law*, vol. 10, 1987, pp. 384-389; R. Higgins, *supra* note 41, p. 33; M. Shaw, Title to Territory in Africa, *International Legal Issues*, 1986, p. 215.

(68) J. Klabber and R. Lefebre, *supra* note 57, pp. 46-47.

(69) Chowdhury, "The Status and Norms of Self-Determination in Contemporary International Law", N. L. R., 1977, vol. 24, pp. 74-75.

(70) M. Pomerance, *supra* note 43, p. 39.

(71) G. Espiell, *supra* note 43, p. 39.

(72) J. Klabbers and R. Lefebre, *supra* note 57, p. 48.

(73) V. P. Nanda, "Self-Determination Outside the Colonial Context: The Birth of Bangladesh in Retrospect", in Alexander and Friedlander (eds.), *Self-Determination: National, Regional and Global Dimensions*, 1980, pp. 192-220 at pp. 208-209.

- (74) M. Weller, "The International Response to the Dissolution of the Socialist Federal Republic of Yugoslavia", A. J. I. L., 1992, pp. 569-570.
- (75) J. Klabbers and R. Lefeber, *supra* note 57, p. 49.
- (76) South West Africa cases (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa), Judgment, ICJ Rep. 1966, p. 47.
- (77) M. Akhehurst, *A Modern Introduction to International Law*, 1972, p. 72.
- (78) G. Marchildon and E. Maxwell, *supra* note 50, pp. 607-608.
- (79) H. Johnson, *Self-Determination within the Community of Nations*, 1967, p. 50.
- (80) R. H. Jackson and C. G. Rosberg, "Why Africa's Weak States Persist: The Empirical and Juridical in Statehood", *World Politics*, vol. 35, 1982, p. 20.
- (81) L. C. Buchheit, *supra* note 12, p. 17.
- (82) U. N. Monthly Chron., vol. 7, Feb. 1970, p. 36.
- (83) Arbitration Commission, Opinion no. 4, I. L. M., vol. 31, 1992, pp. 1501-3.
- (84) ナメル・ムニシペル・セセシジョン・コンフリクト・ソリューションズ' S. A. Tiewul, "Relations between the United Nations Organization and the Organization of African Unity in the Settlement of Secessionist Conflicts", *Harv. Int'l L. J.*, vol. 16, 1975, p. 259. ナメル・ムニシペル・セセシジョン・コンフリクト・ソリューションズ' E. M. Miller, "Legal Aspects of the United Nations Action in the Congo", A.J. I. L., vol. 55, 1961. ナメル・ムニシペル・セセシジョン・コンフリクト・ソリューションズ' G. Tesfagiorgis, "Self-Determination: Its evolution and practice by the United Nations and its Application to the case of Eritrea", *Wis. Int'l L. J.*, vol. 6, 1987; 「血旗の新たな課題——南北セcessionistの課題——」
ナメル・ムニシペル・セセシジョン・コンフリクト・ソリューションズ' が、「南北の離体化問題」の課題、提出された。
- (85) C. R. Nixon, "Self-Determination: The Nigeria / Biafra Case", *World Politics*, vol. 24, 1972, pp. 475-6.
- (86) United Nations Press Services, UV / 81, 1 June 1967.

- (87) B. Neuberger, *supra* note 9, p. 73.
- (88) J. J. Salmon, *La reconnaissance d'État*, pp. 161-2.
- (89) B. Neuberger, *supra* note 9, p. 74.
- (90) R. Emerson, "The Problem of Identity, Selfhood and Image in New Nations", *Comparative Politics*, vol. 1, 1969, p. 300.
- (91) UN Doc. S / PV. 1606, 1971, pp. 16-18.
- (92) *Ibid.*, p. 13.
- (93) 19 SCOR at 27 (1964), para. 77.
- (94) Yearbook of the Human Rights Committee 1983-1984, vol. II, p. 343.
- (95) R. Higgins, "Postmodern Tribalism and the Right of Secession: Comments", in C. Brölmann et al (eds.), *supra* note 2, p. 31.
- (96) R. Sisson and Rose, L. E., *War and Secession: Pakistan, India, and the Creation of Bangladesh*, 1990, p. 274-275.
- (97) 銀木輝「「ベネチアの国際法規範の立憲法」 東洋法学会 | ○印 | 丸丸三周年大記念会」
- (98) 伊藤赳雄「ベネチアの立憲法——憲法の立憲法と憲法・共和国制度をめぐる諸問題——」 国際法外交雑誌九一卷 | 丸丸三周年大記念会
- (99) ベニカの不承認政策のトヨタ、ベニカは日本をベネチアの憲法地位とする R. A. Vitas, *The United States and Lithuania: The Stimson Doctrine of Nonrecognition*, 1990.
- (100) J. E. Stromseth, *supra* note 1, p. 370.
- (101) 各共和国の憲法上の抵抗の闇、伊藤赳雄、海注88、11ページ。また、各共和国の独立回復論議の歴史、外國立法、一九九一年三月五日付 | ベニカ | 丸丸三周年会

- (102) ハイベニア、チャベスコア、グニギー、カナダ、トリニティ、ハイチ、セントルシア、マーチャン、セントマーチン、ベリーズ、ベラズ、マニラの15ヶ国である。Keesing' Record of World Events, p. 38419.
- (103) J. Klabbers and R. Lefeber, *supra* note 57, p. 71.
- (104) M. Shaw, *supra* note 67, p. 117.
- (105) I. Brownlie, African Boundary, A Legal and Diplomatic Encyclopedian, 1979, p. 863.
- (106) G. H. Tesfagiorgis, "Self-Determination: Its Evolution and Practice by the United Nations and its Application to the Case of Eritrea", Wisconsin I. L. J., vol. 6, 1987., pp.100-111.
- (107) Newsweek, May 3, 1993, p. 37.
- (108) Van Dyke, Human Rights, the United States and the Word Community, 1970, p. 102.
- (109) R. Higgins, *supra* note 41, p. 33.
- (110) T. M. Franck, in C. M. Brölmann et al (eds.), *supra* note 2, p. 12.
- (111) J. E. Stromseth, *supra* note 1, p. 370.
- (112) T. M. Franck, in C. M. Brölmann et al (eds.), *supra* note 2, p. 12.
- (113) OAS GA / Res. 1080, 1991.
- (114) L. Henkin, "Notes from the President", ASLL Newsletter, Jan.-Feb. 1994, p. 2.
- (115) T. M. Franck, "International Law of Secession: New Rules for New Era", Hous. J. I. L., vol. 14, 1992, pp. 544-547.
- (116) J. E. Stromseth, *supra* note 1, p. 370.
- (117) Ibid.
- (118) 本稿は「新モラガラスカサハの連邦解体——新国際法における憲法化——」「国際監視川内川取一九九一年・佐藤眞誠」「新モラガラスカサハ関係の連邦」現在、未来——外交関係の始まりを踏み——」外交監報「丸山一九九四年四月。

- (119) J. S. Barkin & B. Cronin, *supra* note 4, p. 113.
- (120) G. Gottlieb, *Nation Against State: A New Approach to Ethnic Conflicts and the Decline of Sovereignty*, 1993, pp. 1-5.
- (121) M. Eisner, "A Procedural Model for the Resolution of Secessionist Disputes", *Harvard I. L. J.*, vol. 33, 1992, pp. 419-425.
- (122) H. A. Wilson, *International Law and the Use of Force by National Liberation Movements*, 1988, p. 105.
- (123) J. Klabbers and R. Lefeber, *supra* note 57, pp. 51-52.
- (124) Great Britain, UN Doc. A / CN. 4 / 2, Dec. 15, 1948, pp. 186-187.
- (125) L. M. Franck, "International Law of Secession", *supra* note 115, p. 550.
- (126) D. Murswieck, "The Issue of a Right of Secession – Reconsidered", in *Modern Law of Self-Determination* (ed. by C. Tomuschat), 1993, pp. 30-31.
- (127) ハーバード大学を含む承認拒否による、封壇、憲法の承認。

第五章 総 論

これまで、既存国家の領域の一部の分離独立に絞って、国家形成と国際法との関係を主に承認の視点から分析して来た。ハーバード大学を含む承認拒否による、封壇、憲法の承認。実際、近代国際法は、まず近代国家が宗教的、政治的集権からの「分離独立」を経て形成されてから、はじめて誕生したのである。この事実は、国家の形成によって惹起された国際社会の法構造の変化を把握するには何ら

かの示唆を与えるものとなるかもしれない。

振り返って見れば、史的には、一九世紀初期から形成され、ウィーン体制に象徴されるヨーロッパ協調は、ヨーロッパ社会内部の分離独立による国家の形成に対応するに当たって、一定の役割を果たした一方で、最終的には領域の取得あるいは国家形成をめぐる対立によって崩壊したのである。また、ラテンアメリカの植民地の分離独立、そして東亜及び中近東の伝統的な国家が近代国家として確立したことによって、ヨーロッパ公法としての国際法が一般的な国際社会の法システムに変容することとなつた。さらに、第二次大戦後の植民地の「分離独立」は、数多くの新国家の誕生をもたらし、国際法に構造的变化を引き起こしたのである。その意味で、国家形成は、国際法の誕生及び発展にとつても重要な意味をもつ。

特に、この形式的現象の背後には、領域主権の担い手が絶えず変化していること、及び国際法がこうした変化の結果としての事実を包容しうる開放システム的な性格を持つていてこと、という二つの要素が存在する。承認は、まさにこうした変化の事実を国際法に受け入れるためのメカニズムとして機能しているのである。これまでの分析からわかるように、承認は、国家性の確立を基礎とするものではあるが、そこから逸脱する可能性を持つものである。既存国家あるいは国際社会は、国家性の確立を認定する権利を有する一方、それを積極的に認定し承認行為を行いう義務を有しない。承認は、裁量的行為である。

しかし、興味深いのは、この裁量的行為の適用に関して、一つの確實な変化がこれまでの検討の中にはつきりと現れている、ということである。すなわち、伝統的国際法から現代国際法への発展の流れの中で、承認行為は、基本的に消極的な形で裁量的に適用されてきたものから、次第に積極的な形で裁量的に適用されるもの、あるいは適

用されようとするものに変わつてきているのである。これによつて、国家形成と国際法との関係も質的な変化が生じることとなる。国際法は、国家形成の過程への不関与という基本的スタンダードから、この過程へ関与するように変わつてゐるのである。これは、国家形成に関する法規範の確立に大きな影響を及ぼすものとなろう。

伝統的国際法において、国家性の確立が事実となつたとしても、承認行為が政策的判断により躊躇されることが多くあつた。実際、「尚早の承認」は事例として極僅かしか存在しないということは、新国家の形成に関して、第三国が国際法規範に基づいて行動したことの立証であるというより、政策的に躊躇したという現実を裏づけるものであろう。特に、事実上の承認という形式は、多くの場合、領域主権の権原をめぐる新国家と母国との対立に巻き込まれたくない第三国の立場をあらわにしたものである。その結果、承認制度は、事実上顯然たる国家を国際法社会に受け入れるためのメカニズムとしての役割しか有しなかつたのである。

植民地の独立達成に関して、国連の実行を中心に行なわれた法規範は、実際のところ、国家形成の権利を確立し、それを実現させるために、機構的なメカニズムを介在させるという一連の国家形成の過程への直接の関与を要求する。そして、国家承認が伝統的な国家性の要件を維持しながら、こうした機構的なメカニズムの一環としての役割を果たしている。特に、承認のこのような機能は、基本的に二つの重要な要素によつて決められている。すなわち、承認を積極的に適用せしめる法的正当性と必要性である。

まず、権利としての国家形成においては、分離独立の領域に対する「母国」の主権は法的に否定されているため、伝統的国際法上の国家形成への対応に見られるような母国の領域主権に対する配慮は法的に要求されず、領域主権の存立を確立する機能を持つ承認行為は、たとえ国家性の要件が満たされていない場合に行われたとしても、母国

の領域主権に対する侵害にはならない。これについては、ナミビアやパレスチナについて行われてきたような国家性の事前的な承認がもつとも明確な例である。また、違法な国家形成についての集合的不承認もこのようない性格を有する。こうして、承認の積極的な適用が国際法上の権利の実現を確保するメカニズムとして正当化されるのである。

また、承認の積極的な適用は、独立の選択ができる領域実体の法的地位を確保するために必要不可欠なものである。疑いなく、承認行為は、国家性の要件の完備そのものに関しては、いかなる創設的な力をも有しないものであるが、しかし、国家性の要件を基本的に満たした領域実体を積極的に国家として取り扱うことによつて、その法的地位を適切に確保するには、十分に創設的な効果を有するのである。というのは、承認行為は、領域実体の地位から国家的地位への転換において決定的な引き金としての役割を果たし、法的な創設的効果を有しているからである。そして、承認、特に国連加盟という集合的承認を受けることによつて、新国家は、国際法上の国家としての地位を享有し、他国との協力関係を築け上げることとなり、法的にも政治的にも自らの存立の基盤をさらに固めることができるのである。

しかしながら、今日の国家形成に関しては、植民地事情への対応のために展開されてきた承認行為のこうした機能は、本質的に適用されなくなっている。非植民地化後の分離独立への対応は、性質上、伝統的な国家形成をめぐつて展開された領域実体、母国そして第三国という三者関係を規制する法規範、あるいは国家性の要件が満たされない場合には機能しない承認制度への復帰である。幸いなことに、この復帰は、単純なものではない。それは、事実的・政治的過程としての国家形成と権利としての国家形成との両者を主張した上での復帰である。というのは、

今日の国際社会の共通した利益、あるいは政治的統合の度合いが決定的な役割を果たしあげてきているからである。

その意味で、これからは、分離独立を基本形態とした国家形成に対応する国際法規範は、分離独立を求める領域実体の権利を基礎に形成されるのでもなければ、国家形成を事実的・政治的過程として「傍観的」な立場の上に成り立つものでもない。むしろ、国際社会の政治的統合を基礎に形成されるものとなろう。つまり、分離独立によつて惹起された紛争への対応、その法的許容性、そして母国の領域主権との整合性などがすべて国際的な共通利益、すなわち武力行使の禁止、人権特に少数者の権利保障、同意に基づく境界線の変更などから考慮され、そして集合的なメカニズムによつて調整される。この過程においては、国家承認は、積極的な役割を果たす手段ととして用いられうるし、そして用いられるべきであろう。

〔後記〕この論文は、京都大学に提出する博士学位請求論文の一部である。その作成にあたり、京大の安藤仁介教授から貴重なご意見、ご指摘をいただいた。論文の全体構成については、京大の位田隆一教授と幾度も相談し、大変有益なご示唆を得た。この場を借りて両教授に対し衷心より謝意を表したい。また、日本語の表現のチェックにつき力を貸してくれた京大の繁田泰宏助手にも感謝する。ただし、論文自体の瑕疵、不適切の表現等については、すべて私の責任に帰する。